第１期鶴ヶ島市

こども計画

「こどもにやさしいまちづくり」

～　安心してこどもを産み　育てることができるまち　～

令和７年３月

鶴ヶ島市

はじめに

未来を担うこどもたちのためには、子育てがしやすく、こどもたち自身も安心して楽しく過ごせる環境が必要です。

鶴ヶ島市では、令和２年３月に「第２期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「こどもにやさしいまちづくり～安心してこどもを産み　育てることができるまち～」を基本理念に掲げ、こども医療費の窓口負担の無償化や助成対象の拡大、学童保育室の整備などさまざまなこども施策を推進してきました。

この期間中、国では、こどもに関する取組や政策を強力に進めていくため、令和５年４月に「こども家庭庁」が発足し、同時に「こども基本法」が施行され、さらに同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」では、市は「こども大綱」を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努めることとされています。

本市が令和５年度に行った「子育て支援に関するアンケート調査」の結果からは、地域で安心して出産、子育てできるよう相談支援体制の充実や経済的支援の必要性などを見ることができました。

こうした調査結果や鶴ヶ島市児童福祉審議会の審議、国の動向等を踏まえ、引き続き「こどもにやさしいまちづくり」を基本理念に掲げた、第１期鶴ヶ島市こども計画を策定しました。

令和７年４月からは「こども家庭センター」を設置し、すべてのこども、妊産婦、子育て家庭に対し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行うなど、子育て支援の充実を図ってまいります。

子育て世代に認められ、選ばれるまちを目指していきたいと考えていますので、市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、第１期計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました鶴ヶ島市児童福祉審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご協力をいただきました市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和７年３月

鶴ヶ島市長　齊　藤　　芳　久

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

1　計画策定の趣旨 1

2　市町村こども計画と子ども・子育て支援事業計画 2

3　計画の位置づけ 2

4　計画の期間 4

5　計画の対象 4

6　計画の策定体制 5

第２章　こども・子育てを取り巻く状況 6

1　人口と世帯の状況 6

2　婚姻・出産などの状況 8

3　就業の状況 10

4　こどもの貧困の状況 12

5　ニーズ調査などの概要と結果 15

第３章　計画の基本的な考え方 20

1　基本理念 20

2　基本方針 21

3　基本目標 22

4　計画の体系 23

第４章　施策の展開 24

基本目標１　安心してこどもを産み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】 25

基本目標２　こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】 29

基本目標３　若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】 31

基本目標４　こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進 32

基本目標５　子育て家庭に対する支援の推進 35

第５章　子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保の内容 38

1　教育・保育提供区域の設定とこどもの推計人口 38

2　教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容およびその実施時期 41

3　教育・保育の一体的提供およびその推進に関する体制の確保 46

4　地域子ども・子育て支援事業の充実 48

第６章　計画の推進.....62

1　計画の推進体制..... 62

2　計画の進捗管理..... 62

資料編.....63

1　計画策定経過 64

2　計画策定組織 65

3　用語の説明 67

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

我が国の令和５年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進み、鶴ヶ島市においても、令和５年の出生数は386人と、過去５年間で最も出生数が多かった令和元年と比較すると67人減少しており、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者や共働き家庭の増加にともなう低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

鶴ヶ島市では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきました。また、こどもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連３法」によるこども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、各事業の推進に努めてきました。しかしながら、鶴ヶ島市の18歳未満のこどもの数は令和２年以降減少しています。

国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会のまんなかに据えて、強力に進めていくため、令和５年４月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和５年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

令和６年６月には、「子ども・子育て支援法」の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育所（園）（以下、「保育所」という）などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体などの支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点からこども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、鶴ヶ島市では、「第２期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第２期計画」という）の計画期間が令和６年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題などを踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者育成支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「こども基本法」に基づいた「第１期鶴ヶ島市こども計画」を策定しました。

２　市町村こども計画と子ども・子育て支援事業計画

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和５年12月に、国はこども施策を総合的に推進するため「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、地方自治体には、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定することができるとされています。

鶴ヶ島市では、「第3期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として、「第１期鶴ヶ島市こども計画」を策定しました。

３　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第２項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画として、こども基本法第10条第２項に基づく「市町村こども計画」として策定したものです。

なお、こどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、鶴ヶ島市の最上位計画である第６次鶴ヶ島市総合計画や保健福祉分野の上位計画である第３次鶴ヶ島市地域福祉計画をはじめ、第２次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画、第５期鶴ヶ島市障害者支援計画、第４期鶴ヶ島市教育振興基本計画など他の計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ

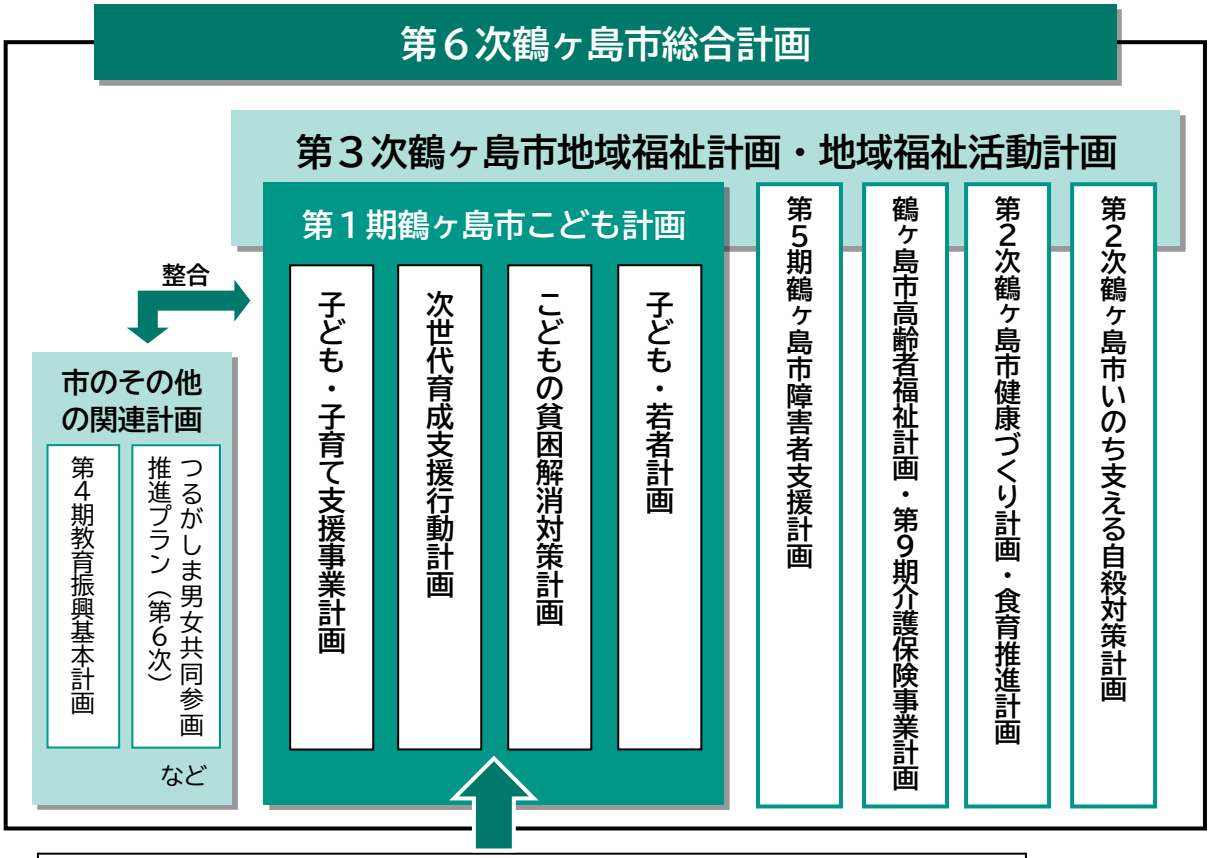

【国の法・関連計画】
- ○こども基本法
- ○子ども・子育て支援法
- ○次世代育成支援対策推進法
- ○子育て安心プラン
- ○放課後児童対策パッケージ 2025
- ○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- ○子ども・若者育成支援推進法
- ○少子化社会対策基本法　など

【県の関連計画】
- ○埼玉県こども・若者計画
- ○埼玉県子育て応援行動計画
- ○埼玉県地域福祉支援計画
- ○埼玉県地域保健医療計画
- ○埼玉県障害者支援計画　など

4　計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

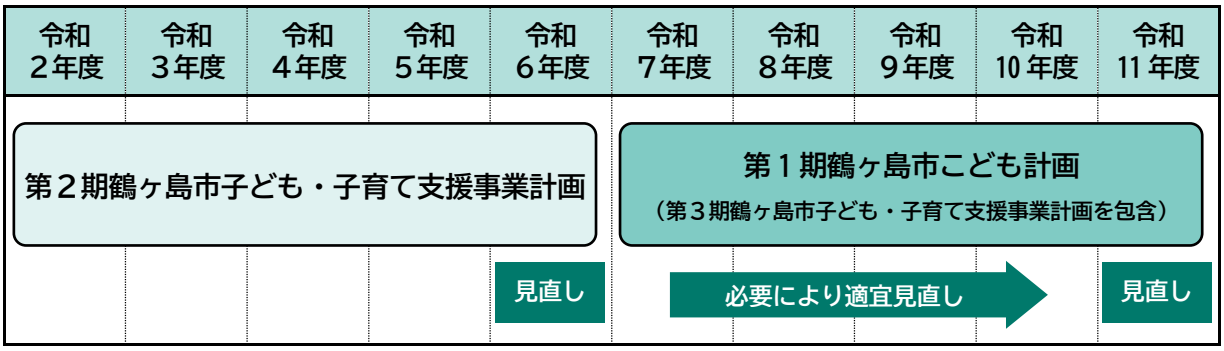

5　計画の対象

本計画の対象は、「こどもおよび40歳未満の若者とその家庭」を中心に、地域住民、事業主、関係機関などを対象としています。

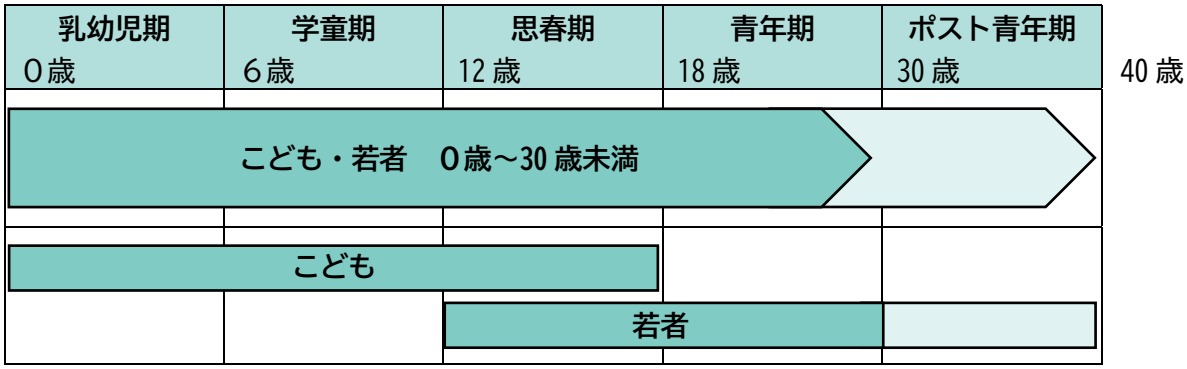

・こども	乳幼児、学童期および思春期の者です。
・若者	思春期、青年期の者です。 （※施策によっては、40 歳未満のポスト青年期の者も対象とします。）
・乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者です。
・学童期	小学生の者です。
・思春期	中学生からおおむね 18 歳までの者です。 （※思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。）
・青年期	おおむね 18 歳から 30 歳未満の者です。
・ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学などにおいて社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営むうえで、困難を有する、40 歳未満の者です。

※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

６　計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第１項に規定する鶴ヶ島市児童福祉審議会を中心とした審議、こども・若者や保護者へのニーズ調査などを基に、こども・子育てに関する状況や意向などを踏まえ策定しました。

（１）ニーズ調査などの実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を令和６年１月に実施しました。

また、こども施策を策定し実施するうえで、対象となるこどもや子育て家庭の意見を反映することを目的に、ヒアリング調査を令和６年６月から11月にかけて実施しました。

（２）鶴ヶ島市児童福祉審議会による審議

子ども・子育て支援法第72条第１項に基づく機関で、保護者、こども・子育て支援事業者、識見者などで構成され、本計画の内容などを審議しました。

（３）庁内策定委員会および関係部局による検討

本計画の策定にあたって、庁内組織である「（仮称）鶴ヶ島市こども計画策定委員会」を設置し、具体的な取組内容や手法などについて検討を行いました。

（４）市民コメント制度の実施

本計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上、市民との協働のまちづくりを目的として、計画案の趣旨、内容をホームページなどで公表し、市民からの意見を募集し、提出された意見を考慮して策定しました。

第２章　こども・子育てを取り巻く状況

１　人口と世帯の状況

（１）総人口および年齢３区分人口

鶴ヶ島市の人口は、令和６年４月１日現在、69,911人となっています。令和２年からの５年間の推移をみるとおおむね横ばいで推移しています。年齢３区分でみると、15歳未満の年少人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■総人口および年齢３区分人口の推移

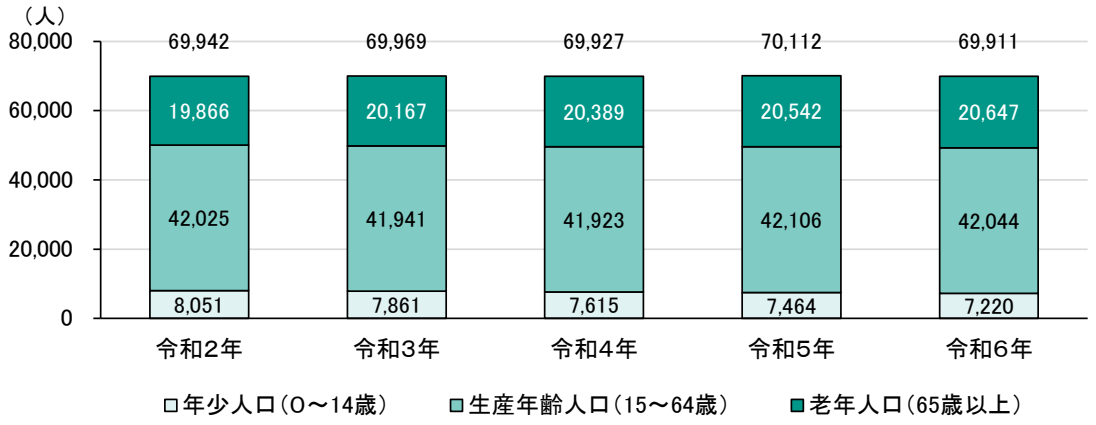

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢３区分人口構成比の推移

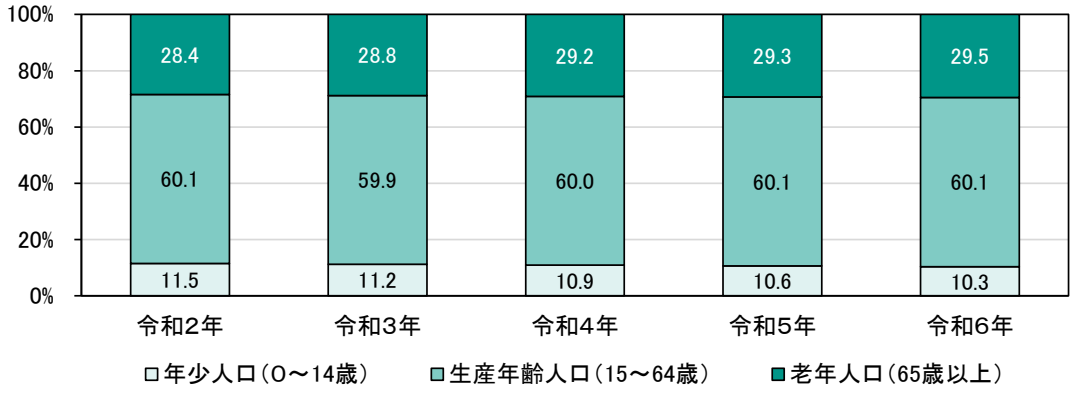

※端数処理上、合計が 100%にならない箇所があります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（２）世帯数

鶴ヶ島市の世帯数は、令和２年には30,502世帯となっており、年々増加していますが、一方、１世帯あたり人員数は年々減少しています。

■世帯数と１世帯あたり人員数の推移

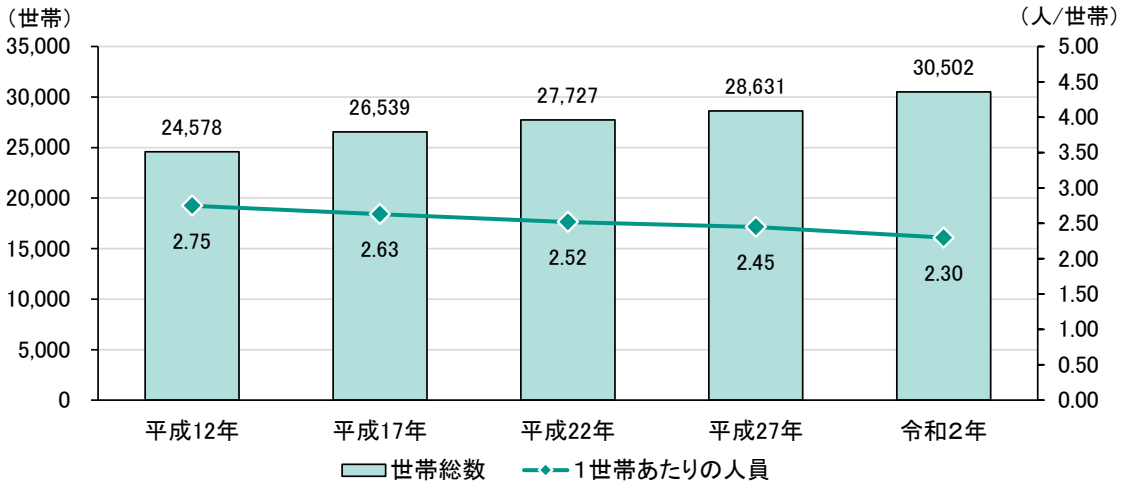

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

（３）世帯類型

鶴ヶ島市の世帯類型をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯が年々増加しており、平成27年以降はこの２つの世帯類型だけで50%を超えています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦とこどもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親とこどもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

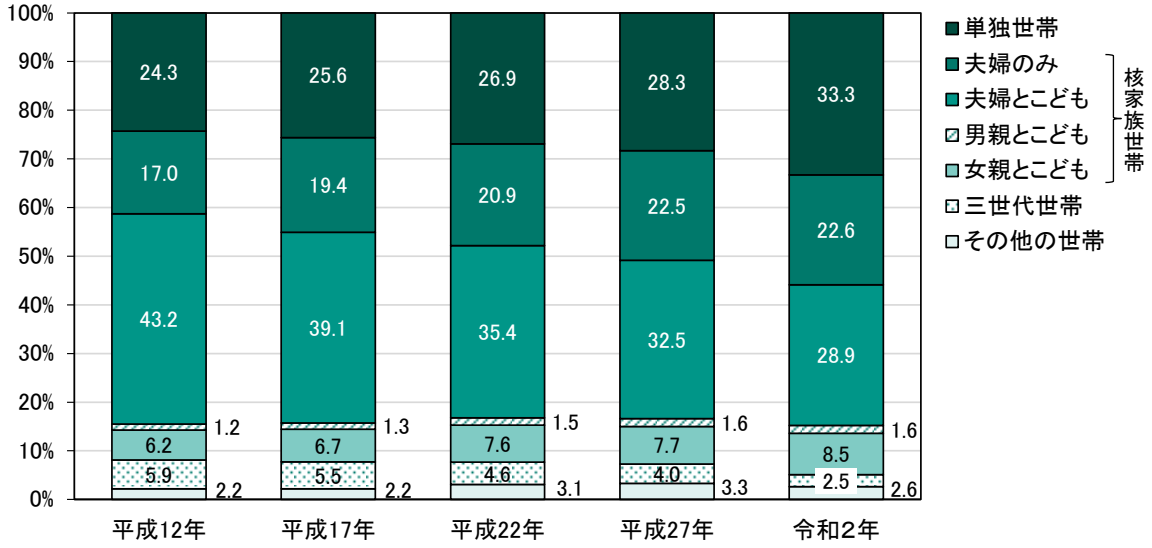

※端数処理上、合計が 100%にならない箇所があります。

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

２　婚姻・出産などの状況

（１）婚姻・離婚

鶴ヶ島市の婚姻件数は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和４年では234件となっています。

また、離婚件数は100件前後で推移しており、令和４年では99件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

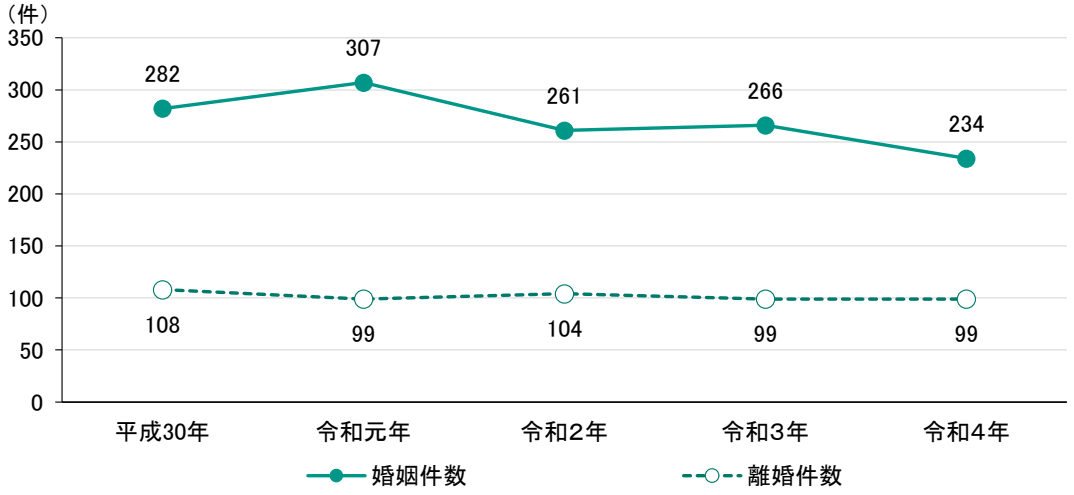

資料：埼玉県保健統計年報

（２）未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男女ともに、15年間で35～39歳の未婚率の上昇が大きく、女性では9.8ポイント、男性では10.7ポイント増加しています。

■未婚率の推移

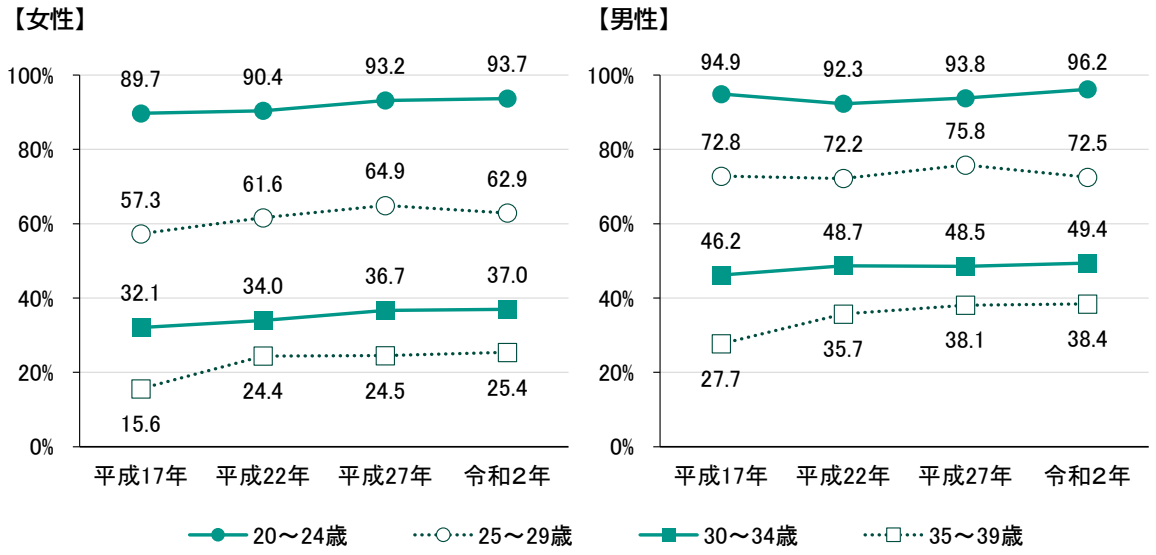

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

（３）母親の年齢別出生数

鶴ヶ島市の出生数は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和４年では369人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳、30～34歳が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

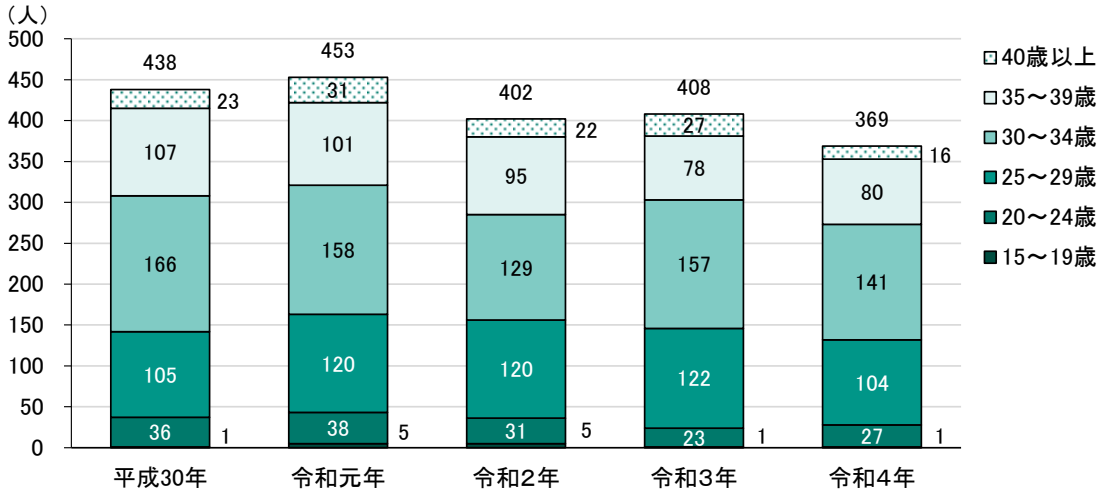

資料：埼玉県保健統計年報（年齢不詳は除く）

（４）合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの平均数の移り変わりを表したものです。鶴ヶ島市の合計特殊出生率は、令和４年で1.04となっており、全国および埼玉県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

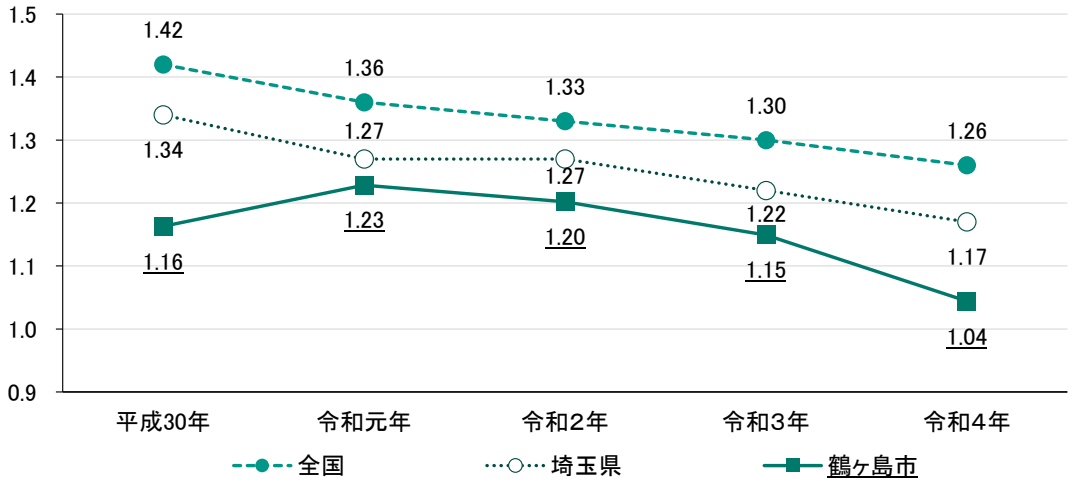

資料：埼玉県保健統計年報

（５）こどもの数

鶴ヶ島市の18歳未満のこどもの数は、令和６年４月１日現在で9,092人となっています。このうち、０～５歳は2,567人、６～11歳は3,016人、12～14歳は1,637人、15～17歳は1,872人となっています。

令和２年から令和６年までの５年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■こどもの数の推移

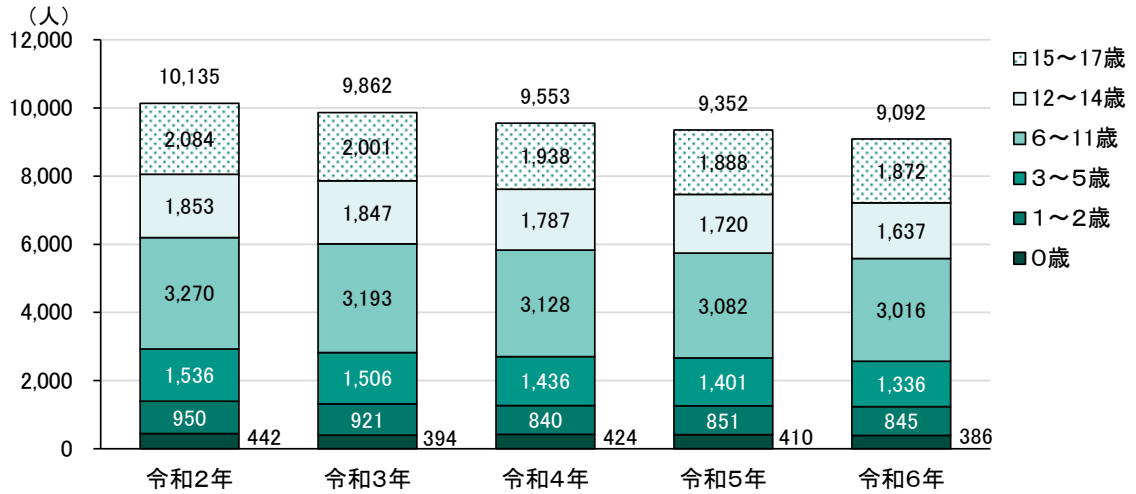

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

３　就業の状況

（１）就業者数

鶴ヶ島市の就業者数は、男性が平成17年から年々減少していますが、女性は14,000人台で推移しています。

■就業者数の推移

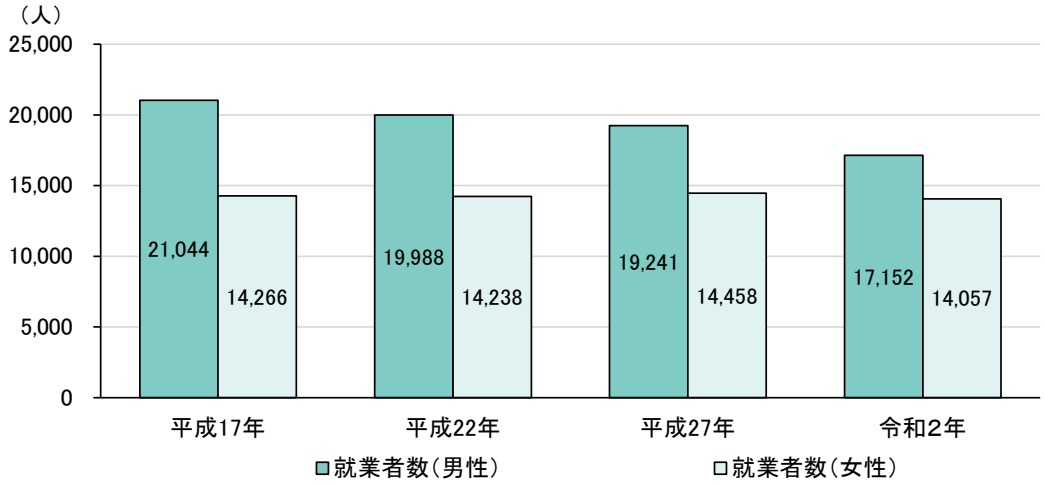

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

（２）年齢別就業率

年齢別の就業率は男性がおおむね横ばいで推移しているのに対し、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

女性の年齢別の就業率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに30代にかけて減少し、40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しますが、年々M字の谷の部分が浅くなる傾向にあります。

■女性の年齢別就業率

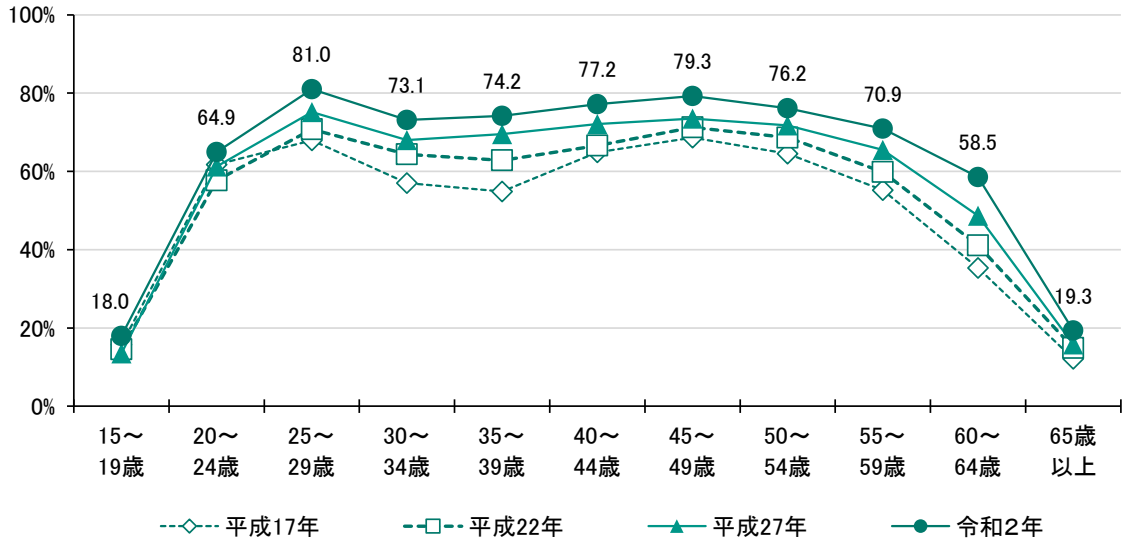

※数値は令和2年の数値です。

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

■男性の年齢別就業率

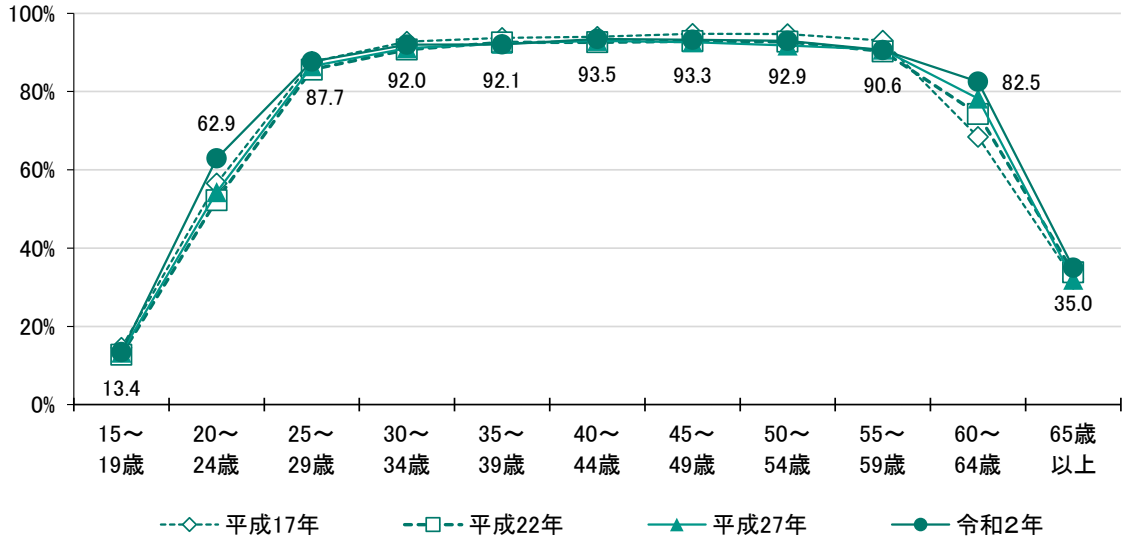

※数値は令和2年の数値です。

資料：国勢調査（各年 10 月1日現在）

４　こどもの貧困の状況

（１）こどもの貧困率

日本のこどもの貧困率は、11.5%と近年減少していますが、いまだ9人に１人のこどもが貧困状態にあるとされています。こうした環境で育つこどもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど危惧されています。

■こどもの貧困率の推移

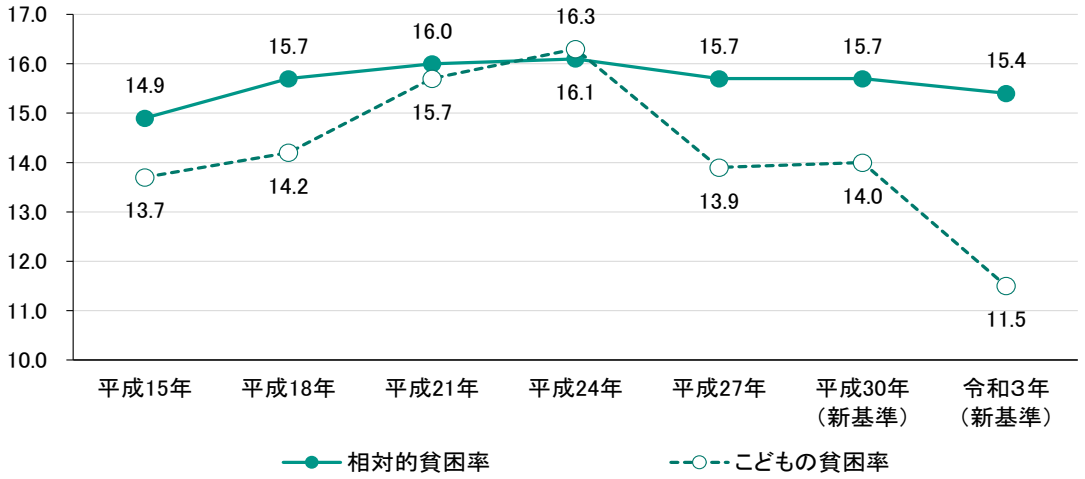

資料：国民生活基礎調査

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。
こどもの貧困率：こども全体に占める、貧困線に満たないこどもの割合。
※本人の収入ではなく、そのこどもが属する世帯の可処分所得をもとに計算。

※「新基準」は、ＯＥＣＤの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」および「仕送り額」を差し引いたもの

（２）児童扶養手当受給者数の推移

鶴ヶ島市の児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、令和５年度では413人となっています。

■児童扶養手当の受給者数（全部支給・一部支給対象者）の推移

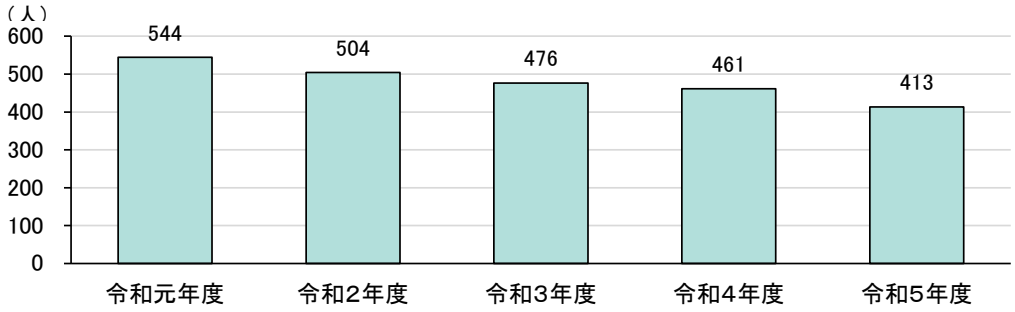

資料：こども支援課（各年3月 31 日現在）

（３）生活保護受給世帯数および保護率（被保護者）の推移

鶴ヶ島市の生活保護受給世帯数は、増減はあるものの増加傾向にありますが、保護率（被保護者）はほぼ横ばいとなっています。

■生活保護受給世帯数および保護率（被保護者）の推移

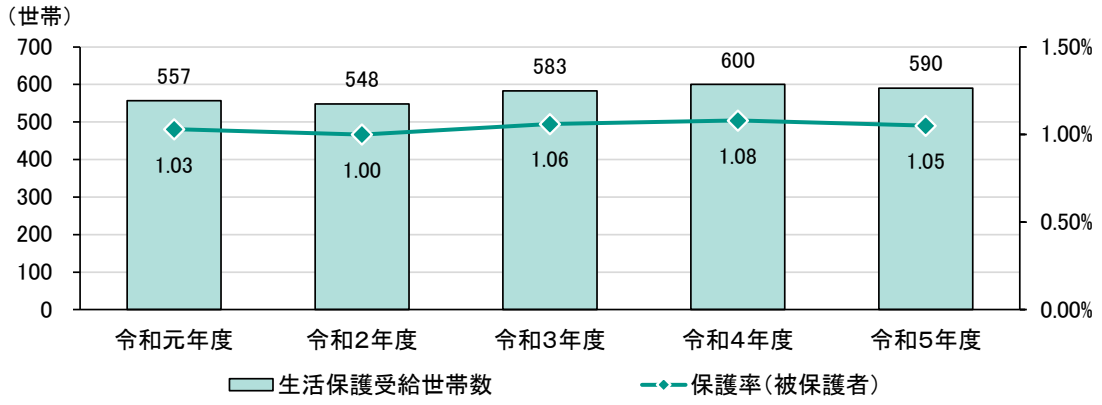

資料：福祉政策課（各年3月 31 日現在）

（４）18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数および生活保護世帯に占める割合の推移

鶴ヶ島市の18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数は、令和５年度では40世帯となっています。生活保護世帯全体に占める割合は、減少傾向となっており、令和５年度では6.8%となっています。

■18 歳未満のこどもがいる生活保護世帯数の推移

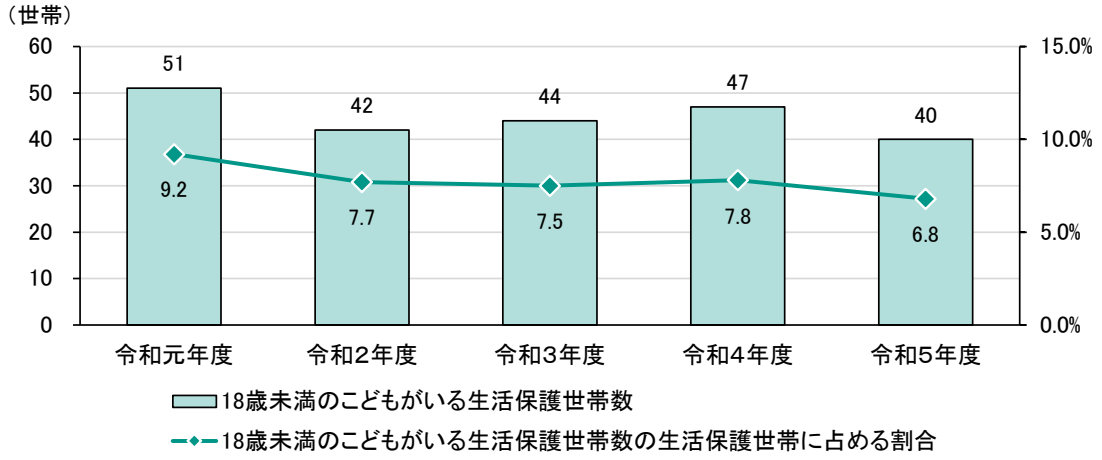

資料：福祉政策課（各年3月 31 日現在）

（５）就学援助認定者数および認定率の推移

鶴ヶ島市の小学校の就学援助認定者数は、令和５年度には495人となっています。就学援助の認定率をみると、増加傾向にあり、令和５年度では16.4%となっています。

また、中学校の就学援助認定者数では、令和５年度には271人となっています。就学援助の認定率をみると、16%～17%の横ばいとなっています。

■小学校における就学援助認定者数および認定率の推移

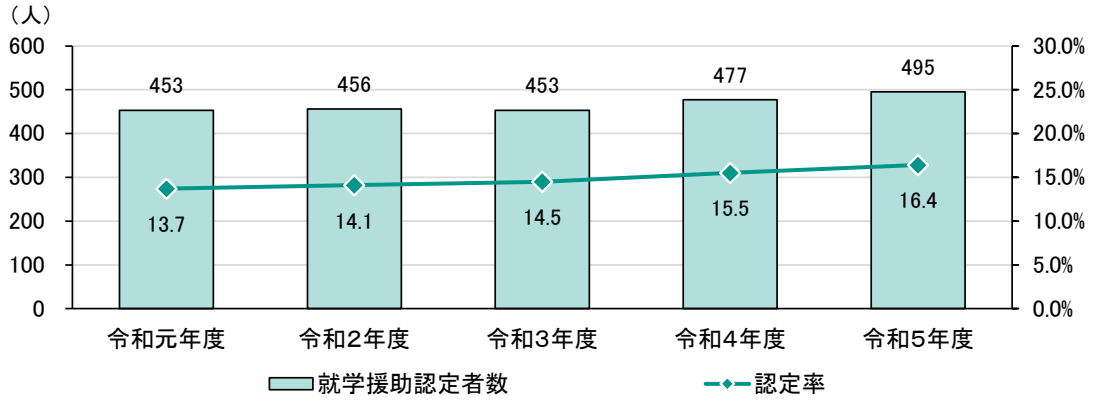

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■中学校における就学援助認定者数および認定率の推移

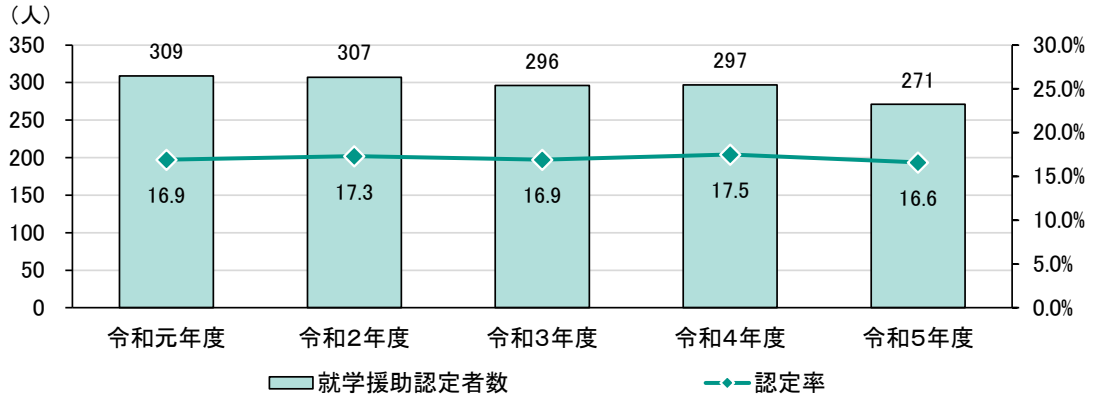

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

５　ニーズ調査などの概要と結果

（１）調査の概要

①ニーズ調査の概要

ア　調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、市民の子育てに関する現状やニーズを把握し、こども・子育て支援の実態や課題などを整理するための基礎資料とするために実施しました。

イ　調査対象および調査方法

調査対象 および 標本数	①　住民基本台帳から無作為抽出した就学前の児童のいる保護者：1,000 世帯 ②　学童保育利用児童のいる世帯の保護者：700 世帯 ③　私立幼稚園・認定こども園に通園している児童のいる世帯の保護者：700 世帯
抽出方法	①　無作為抽出 ②　悉皆調査 ③　悉皆調査
調査方法	①　郵送による配布・回収（郵送法） ②　各学童保育室を通じて配布・回収 ③　各幼稚園・認定こども園を通じて配布・回収
調査期間	①　令和６年１月 18 日（木）～令和６年２月５日（月） ②　令和６年１月 26 日（金）～令和６年２月５日（月） ③　令和６年１月 26 日（金）～令和６年２月５日（月）

ウ　回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
①　就学前児童の保護者	1,000 件	539 件	53.9%
②　学童保育利用児童の保護者	700 件	479 件	68.4%
③　私立幼稚園・認定こども園通園児童の保護者	700 件	431 件	61.6%
合計	2,400 件	1,449 件	60.4%

②ヒアリング調査の概要

ア　調査の目的

第１期鶴ヶ島市こども計画（第３期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画）策定に向けた検討に資するため、こどもの意見を収集・分析することを目的にヒアリングを実施しました。

イ　調査対象および調査方法

調査対象 および標本数	①　鶴ヶ島市立保育所２館に入所する児童および保護者：６組 12 名 ②　鶴ヶ島市立小学校１校の児童会に所属する児童：12 名 ③　児童館に来館した、鶴ヶ島市立中学校の生徒：28 名 ④　埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校の生徒会に所属する生徒：３名 ⑤　城西大学現代政策部の鶴ヶ島市内在住の学生：２名
調査方法	①～⑤ 児童、生徒および学生の居場所に出向き対面にてヒアリングを実施
調査期間	①　令和６年　６月 ②　令和６年　９月 ③　令和６年 10 月 ④　令和６年 11 月 ⑤　令和６年 10 月

（２）ニーズ調査結果のまとめ

①子育て家庭の状況

■家庭での子育て（教育を含む）を行っているのは、「父母ともに」（57.9%）が最も多く、前回調査時（46.3%）より 11.6 ポイント増加しています。今後もさらなる父親の子育てへの参加促進が重要です。

■こどもをみてもらえる親族・友人がいない割合が 15.0%あり、一時預かり保育などのサービスの周知が必要です。

■子育てについて気軽に相談できる相手・場所がない割合が 4.8%あり、電話相談などの周知および利用促進が必要です。

②保護者の就労状況

■保護者の就労状況は、母親が 69.8%（前回調査時 58.5%）、父親が 82.8%（前回調査時 88.3%）と、母親の就労している割合は前回調査時より 11.3 ポイント増加しています。

■パート・アルバイトなどで働く母親のフルタイムへの転換希望は、31.1%ありますが、実現できる見込みのある方は 4.8%となっています。このようなフルタイムへの転換希望者へ、再就職情報、ファミリーサポート情報、保育所情報など関連情報のサポートが必要です。

③教育・保育事業の利用状況

■幼稚園や認可保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」の割合が 77.2%（前回調査時 68.8%）、「利用していない」の割合が 21.9%（前回調査時 31.0%）と、利用している割合は前回調査時より 8.4 ポイント増加しています。

■平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由として「子育てをしている方が現在就労している」の割合が 65.9%（前回調査時 58.5%）と、前回調査時より 7.4 ポイント増加しており、今後、保護者の就労状況や子育ての環境を考慮したうえで、教育・保育ニーズの必要量の把握が必要です。

④地域の子育て支援事業の利用状況

■「地域子育て支援拠点事業」の利用率は 10.9%（前回調査時 11.7%）、「その他の鶴ヶ島市で実施している類似事業」の利用率は 15.0%（前回調査時 13.3%）となっています。

■今後の預かり保育の利用希望は、利用意向がない人が約半数となっていますが、「幼稚園の預かり保育を利用したい」が 35.6%、「他の保育事業を利用したい」が 1.3%と、一定の利用希望があることから、保護者の利用ニーズを把握し、的確な対応が必要です。

⑤病児・病後児の利用状況

■こどもが病気やケガのために通常の教育・保育事業を利用できず、特別な対応をとる必要が「あった」割合が 83.7%（前回調査時 71.7%）と、前回調査時より 12.0 ポイント増加しています。母親のフルタイム、長時間のパートタイム就労が増えている現状からも、突発的な休みを取りやすい環境づくりや周囲の理解などを企業に求めていく必要があります。

■こどもの病気やケガの対応で休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と 31.9%（前回調査時 34.1%）の方が回答していることから、病児・病後児保育などのサービスの周知が必要です。

⑥放課後や休日の過ごし方の状況

■今後小学校に入学する児童の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、低学年が 44.4%（前回調査時 33.3%）、高学年は 31.5%（前回調査時 22.2%）となっています。母親の就労希望が高く、今後、利用意向も伸びることが予想されることから、施設定員の確保などの検討が必要です。

■現在、学童保育を利用している児童の利用状況について、現在の利用日数も希望の利用日数もともに「５日」が最も多くなっています。学童保育を何年生まで利用させることを希望しているかでは、「小学６年生」が 53.4%（前回調査時 66.2%）で最も多くなっています。学年ごとの利用状況を考慮した利用ニーズへの対応が必要です。

⑦育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度の状況

■育児休業の取得は、母親が 56.4%（前回調査時 35.6%）、父親が 13.7%（前回調査時 3.5%）と、母親、父親ともに前回調査時より 10 ポイント以上増加しています。

■育児休業を取得していない理由は、母親が「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」（25.7%）、父親が「仕事が忙しかった」（48.8%）が最も多くなっています。育児休業取得、短時間勤務制度の導入、職場の両立支援制度（ワーク・ライフ・バランス）に向けた企業への働きかけや職場の環境づくりなど、関係機関などと連携した取組が必要です。

⑧子育てのための経済的な負担の状況

■現在の経済状況（家計状況）については、「ふつう（どちらともいえない）」が 44.2%（前回調査時 47.0%）、「苦しい」が 42.6%（前回調査時 40.8%）、「ゆとりがある」が 11.9%（前回調査時 11.1%）となっています。

■望まれる生活支援制度は、「高等教育（高校・大学など）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（81.4%）、「義務教育（小・中学校）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（77.6%）、「幼児教育・保育（幼稚園・保育所）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（73.5%）などが上位にあげられており、安心してこどもを産み育てていくための経済的支援の拡充・充実の検討が求められています。

⑨子育て全般の状況

■受診や相談をした人の相談先では、「保健センター」が 65.4%、「医療機関」が 47.1%、「子育てセンター」が 19.2%、「発育支援センター」が 13.3%となっていることから、「保健センター」の対応が重要となっています。

■かかりつけ医がいない理由は、「かかりつけ医の必要性を感じない」が 21.9%となっていることから、気軽に何でも相談できるかかりつけ医がいれば、体調などに関して何でも相談できるので、必要なら医療面で早めの対策がとれ、専門家を的確に紹介できるなどのメリットを周知する必要があります。

■地域における子育ての環境や支援への満足度では、高い（「４（満足度がやや高い）」が 23.4%と、「５（満足度が高い）」が 5.9%の合計）が 29.3%（前回調査時 27.4%）となっていることから、市民のニーズを把握した対応が必要です。

（３）ヒアリング調査結果のまとめ

①居場所について

■遊ぶ場所として、高校生を含めた多くのこどもたちからボール遊びやスポーツなどができる広い公園や遊具の設置、整備などが求められており、保育所に入所する児童や小学生からは水遊びができる場所も求められています。また、小・中学生が室内で遊べる場所や、親子で行ける場所として児童館がほしいといった声も挙がっています。

■公園については、多いと感じている人と少ない（公園がほしい、遊具で遊べるところが少ない）と感じている人が混在しており、住んでいる地域によっても差があることがうかがえます。

■勉強をする場所として自習室がほしいといった声が中学生、高校生から挙がっています。

■親子の居場所として、こどもと一緒に行ける場所やみんなで集まれる場所がほしいといった声が保育所に入所する児童の保護者から挙がっています。

②生活環境について

■良い点として、交通事故が少なく、治安がよいといった声や地域の人がやさしいといった声が小・中学生、高校生から挙がっています。

■不満な点として、通学路にごみが落ちているといった声や、通学路に雑草が生い茂っており歩きづらいといった声が小・中学生から挙がっています。

■安全面として、歩道が狭く自転車専用道路が少ないので整備してほしいといった声や、街灯が少ないので整備してほしいといった声が中学生、高校生や保育所に入所する児童の保護者から挙がっています。

③学び・体験について

■小学校の総合的学習で行った、地域の高齢者から昔遊びを教えてもらったり、障害疑似体験などの授業を中学校でも行ってほしいといった声が中学生から挙がっています。

■良い点として、脚折雨乞などお祭りが多いという声がある一方で、地域のお祭りを増やしてほしいといった声が中学生から挙がっています。

■イベントとして、地域に密着した小規模なイベントで、こどもと一緒に行きやすいイベントがあるとよいといった声が保育所に入所する児童の保護者から挙がっています。

④子育てについて（対象：保育所に入所する児童の保護者）

■良い点として、病児保育があってよかったという声がある一方で、利用する際に手続きが必要で利用しにくいイメージがあるといった声も挙がっています。

■ファミリー・サポート・センターや病児保育について、出産前に実際にサービスを見たり、話を聞きたかったといった声が挙がっています。

■保育所について、提出する予防接種の書類を簡素化してほしいといった声やこどもに虫よけ対策をさせてほしいといった声が挙がっています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

「こどもにやさしいまちづくり」

～　安心してこどもを産み　育てることができるまち　～

鶴ヶ島市のこども・若者や子育て家庭への支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を上記のとおり掲げます。

こどもは、生まれながらにしていかなる差別を受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。
これまでも市では、すべてのこどもが幸せに生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、こどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるよう、市、市民、事業者などが一体となって、こどもにやさしいまちづくりを進めてきました。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも重要な課題の一つです。こども自身の想いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭にあたたかく寄り添い、地域全体で応援していくまちづくりを進めていくことが不可欠です。

我が国においては、急速な少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立などにより、こどもを取り巻く環境が複雑多様化し、子育てに不安を抱える保護者や不登校児童数が増加しています。また、児童虐待などこどもの権利が脅かされる事案の発生や、経済的な不安から若者が結婚や子育てに対し前向きになれない状況が続いています。

こうした状況も踏まえ、こども基本法に基づく第１期鶴ヶ島市こども計画を策定し、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「こどもにやさしいまちづくり　～安心してこどもを産み　育てることができるまち～」の実現を目指します。

２　基本方針

本計画では、基本理念の実現を目指し、各事業を推進していくうえで、基本方針と指標を設定します。第６次鶴ヶ島市総合計画の子育て支援に係る施策との整合性を図りつつ、地域で安心してこどもを産み育てることができるよう、３つの基本方針と７つの指標を掲げます。

基本方針１　こども・家庭への支援の充実

安心してこどもを産み育てることができるよう、すべてのこどもや子育て家庭に寄り添った総合的な相談支援体制を整備します。また、こどもの人権が尊重され、誰もが健やかに成長していけるよう、こども・家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

指標		現状値 令和５年度	目標値 令和 11 年度
1	こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	97.2%	100%
2	産前・産後サポート事業（子育て交流サロン）への参加人数	91 人	100 人

基本方針２　地域連携による子育て支援の充実

こどもや子育て家庭の声を聴きながら、地域の多様な主体と連携し、身近な地域でこどもが安心して過ごせる場所や、子育て家庭の交流の場の創出、次代を担うこどもたちの健全育成などに取り組みます。

指標		現状値 令和５年度	目標値 令和 11 年度
1	子育て交流の場の設置数	10 か所	14 か所
2	子どもサロンの開催拠点数	7 か所	8 か所
3	ファミリー・サポート・センター事業の利用人数	812 人/年	921 人/年

基本方針３　幼児教育・保育の充実

安心して働きながら子育てができるよう、長期的な保育需要や多様な保育ニーズを踏まえた保育施設の適正な定員を確保するとともに、こどもの健やかな成長を支援するため、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

指標		現状値 令和５年度	目標値 令和 11 年度
1	待機児童の数　「保育所」 「学童保育室」	0 人 0 人	0 人 0 人
2	病児・病後児保育の利用量（利用人数×日数）	1,016 人日/年	1,512 人日/年

３　基本目標

こども基本法などの趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、３つの基本方針、５つの基本目標を掲げ、各事業を推進していきます。

基本目標１　安心してこどもを産み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う大切な時期に、安心して健やかに成長していけるよう、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援により養育環境を充実させます。

基本目標２　こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】

身体も心も健やかに成長するとともに、さまざまな遊びや学び、体験などを通じて、夢や希望に向かってのびのびとチャレンジし、未来を切り開くことができるよう、学童期・思春期のこどもたちをサポートします。

基本目標３　若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】

個性や多様性が尊重される環境の中で、意見表明や主体的な活動などの社会参加を通じて、若者が将来の夢や希望に向かってたくましく自立していくことができるよう支援します。

基本目標４　こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進

こどもが生まれ育った環境によって不利益を受けたり、将来の選択肢が狭まったりすることのないよう、その権利を擁護するとともに、孤立したり困難に陥った際には、適切なサポートを受けて問題を乗り越えていけるよう切れ目なく支援します。

基本目標５　子育て家庭に対する支援の推進

子育て家庭が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で心のゆとりを持ってこどもと向きあい、子育ての喜びを実感できるよう支援します。

４　計画の体系

基本理念

「こどもにやさしいまちづくり」　～　安心してこどもを産み　育てることができるまち　～

基本方針

1　こども・家庭への支援の充実

2　地域連携による子育て支援の充実

3　幼児教育・保育の充実

基本目標

1　安心してこどもを産み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】

2　こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】

3　若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】

4　こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進

5　子育て家庭に対する支援の推進

施策

（１）安心して妊娠・出産できる環境の充実
（２）幼児期までのこどもの育ちを支える施策の推進
（３）幼児期までのこどもへの教育・保育の充実

（１）「生きる力」を育む教育の推進
（２）こどもの居場所づくりの充実

（１）若者の安全・安心の確保と自立支援の推進

（１）すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備
（２）こどもの貧困対策の推進
（３）児童虐待の防止
（４）配偶者などからの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応
（５）障害のあるこどもへの支援の充実
（６）こどもの安全の確保や非行など問題行動の防止

（１）子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
（３）ひとり親家庭への支援の充実
（４）子育てを支援するさまざまな取組の推進

第４章　施策の展開

施策の展開

本計画の施策は、以下のような区分で展開しています。

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>施策の展開</th></tr>
<tr><td colspan="3">ライフステージ別の支援</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>乳幼児期</td><td>０歳～６歳未満</td><td>基本目標１
安心してこどもを産み育てることができる支援の推進
【こどもの誕生前から幼児期まで】</td></tr>
<tr><td>学童期</td><td>６歳～12 歳未満</td><td rowspan="2">基本目標２
こどもがのびのびと成長できる支援の推進
【学童期・思春期】</td></tr>
<tr><td>思春期※</td><td>12 歳～18 歳未満</td></tr>
<tr><td>青年期</td><td>18 歳～30 歳未満</td><td rowspan="2">基本目標３
若者がたくましく自立できる支援の推進
【青年期】</td></tr>
<tr><td>ポスト青年期</td><td>30 歳～40 歳未満</td></tr>
<tr><td colspan="3">ライフステージを通した支援</td><td>基本目標４
こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進</td></tr>
<tr><td colspan="3">子育て当事者への支援</td><td>基本目標５
子育て家庭に対する支援の推進</td></tr>
</table>

※思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。

基本目標１　安心してこどもを産み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】

（１）安心して妊娠・出産できる環境の充実

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進のため、各種相談、教育、健診などの充実を図るとともに、各事業間や関係機関との連携強化を図り、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**こどもを望む方への支援の推進** 不妊治療や不妊検査、不育症検査を受けた夫婦を対象に各種の助成を行う。	保健センター
2	**妊娠や出産への不安や悩みに対するケアの推進** 予期しない妊娠による戸惑いや悩みを抱える妊婦とその家族に対して、保健師が相談に応じる。	保健センター
3	**出産準備情報の提供** 母子健康手帳交付の際、妊娠、出産、育児に関する情報を提供する。	保健センター
4	**妊婦健康診査の費用助成** 妊娠中の疾病や異常の早期発見につなげる、妊婦健康診査を実施するための費用を助成する。	保健センター
5	**両親学級への参加促進** 母性の健康保持と増進、母子保健に関する知識普及のために両親を対象に実施している「ゆりかご教室」への参加を促進し、両親で共に行う子育ての啓発を行う。	保健センター
6	**若年や多胎等の妊婦への支援** 出産・育児に対し、不安を抱えやすい若年妊婦や多胎妊婦、外国人妊婦等に対する相談支援を実施する。	保健センター
7	**新生児聴覚検査スクリーニング検査の費用助成** 先天性の聴覚障害の早期発見・早期療育につなげる、新生児聴覚スクリーニング検査を実施するための費用を助成する。	保健センター
8	**産婦健康診査の費用助成** 産後の心身の健康状態の確認、産後うつの早期発見につなげる、産婦健康診査を実施するための費用を助成する。	保健センター
9	**妊婦のための支援給付の実施** すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的支援を実施する。	保健センター
10	**未熟児養育医療給付制度の助成** 身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするこどもに対し、その治療に必要な医療費を公費で負担する。	保健センター
11	**低所得妊婦に対する初回産科受診料の助成** 非課税世帯や生活保護世帯の妊婦が早期に産科を受診し、母体や胎児の健康保持・増進することを目的に、初回の産科受診料の一部を補助する。	保健センター

（２）幼児期までのこどもの育ちを支える施策の推進

子育て情報の提供をはじめ、多様化するニーズに対応する子育て支援の充実を図るとともに、身近な地域で気軽に交流ができることで、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境を目指します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**利用者支援事業の推進** 地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートしながら、総合的な情報提供と必要に応じた助言などを行う。	こども支援課 (こども家庭センター)※
2	**子育てガイドブックの発行** 子育て家庭に対する情報提供のため、市内の子育てに係るさまざまな情報を掲載した育児情報誌を、官民連携により発行する。	こども支援課
3	**こども・子育て情報の提供** 広報紙やホームページ、ＳＮＳなどさまざまなメディアを活用し、こども・子育てに関する便利で役立つ情報を発信する。	こども支援課 (こども家庭センター) 秘書広報課 保健センター
4	**地域子育て支援拠点事業の推進** 子育てについての相談・情報の提供や子育て中の親子の交流の場・地域との交流の場として、子育てセンター・つどいの広場事業を行う。	こども支援課
5	**赤ちゃんの駅の充実（県との連携事業）** 乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、公共施設や商業施設の協力を得て、授乳の場やミルクのお湯などを提供する赤ちゃんの駅の拡充に努める。	こども支援課
6	**こんにちは赤ちゃん訪問の推進** 子育ての孤立化防止や育児支援を行うことを目的に、生後４か月児までの乳児のいる全世帯を訪問し、子育てに必要な情報提供・相談支援などを行う。	保健センター
7	**産後ケアの実施** 育児に不安があるなどの母親に対して、宿泊、日帰り、訪問で助産師など専門職による育児の相談や授乳指導を実施する。	保健センター
8	**乳幼児健康診査の実施** 乳幼児の成長・発達の重要な月齢時に健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安を持つ親に対する相談を行う。また、未受診児の状況把握に努め、必要に応じ適切な支援を行う。	保健センター
9	**産前・産後サポート事業（子育て交流サロン）の実施** 地域で孤立しやすい親子が、参加者同士で交流することにより、育児の不安が和らぎ、子育ての楽しさを感じられるよう、子育て交流サロンを行う。	保健センター
10	**発育・発達・育児相談の実施** 乳幼児健康診査や親子相談事業などにおいて、乳幼児の発育・発達に関する相談や親の育児相談を行い、必要に応じ適切な支援を行う。	保健センター
11	**予防接種の推進** 感染症予防のため、こどもにとって望ましい時期に医療機関において予防接種ができるよう、接種勧奨を行う。	保健センター

※令和７年４月１日、保健センター内に児童福祉と母子保健の両機能を統合した「こども家庭センター」を設置

	事業名・事業概要	所管課
12	**保健・医療・福祉・教育の連携** こどもの発育・発達の遅れや育児不安などがある人に対し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行う。	保健センター
13	**歯科保健指導の実施** 歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発と歯科疾患の予防を目的に、妊娠期、乳幼児期、学童期において、歯科保健指導を実施する。	保健センター
14	**妊娠期、乳幼児期の栄養相談・指導の実施** 適切な食習慣の確立を図ることを目的に、妊娠期、乳幼児期における栄養相談・指導を実施する。	保健センター
15	**乳幼児の事故防止対策の啓発** さまざまな機会を捉え、乳幼児の事故防止や乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群の予防のための普及啓発を行う。	保健センター
16	**小児救急医療体制への支援** 初期および第二次救急医療に関する小児救急医療体制の確保に努める。	保健センター
17	**保護者の健康相談の実施** 乳幼児健康診査時などの機会を捉え、保護者の健康問題についての相談を行う。	保健センター

（３）幼児期までのこどもへの教育・保育の充実

多様な教育・保育ニーズに対応し、安心してこどもを預けることができるよう、保育士の確保をはじめ、教育・保育の環境の整備を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の計画的な整備** 保育所・認定こども園などの計画的な整備を行い、待機児童対策を推進する。	こども支援課
2	**特定教育・保育施設の計画的な保全** 建物の屋根防水や外壁、外構、床、電気設備、空調設備などについて老朽化への対応を行い、防犯上の安全設備の設置などの良質な教育・保育環境の確保に努める。	こども支援課
3	**特定教育・保育施設および特定地域型保育事業における延長保育事業（時間外保育事業）の推進** 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者の保育ニーズに対応するため、認定時間を超えて保育を提供する。	こども支援課
4	**幼稚園における預かり保育の推進** 幼稚園の預かり保育について、制度の周知を図る。	こども支援課
5	**一時預かり事業（保育所）の推進** 保護者の通院、社会的事業などでの一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施する。	こども支援課
6	**休日保育事業の推進** 共働き世帯の増加や就労形態の多様化にともない、休日における保育需要が高まっていることを受け、日曜、祝日に保育を実施する。	こども支援課
7	**保育ステーション事業の推進** 仕事と子育ての両立支援のため、若葉駅構内で保育ステーション事業を実施する。	こども支援課

	事業名・事業概要	所管課
8	**特定教育・保育施設および特定地域型保育事業を行う事業者との相互連携支援** 　低年齢児を対象とする地域型保育事業を利用するこどもが、卒園後も継続して適切な教育・保育を受けられるよう、連携施設の確保や情報連携などの支援に取り組む。	こども支援課
9	**保育人材の確保** 　保育の専門性を高める研修などの案内により、保育士の資質の向上を図る。また、保育人材の処遇改善を行い職場への定着を推進する。	こども支援課
10	**特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営支援** 　民間保育園の適切な運営を図るために、必要な指導や助言、助成を行う。	こども支援課

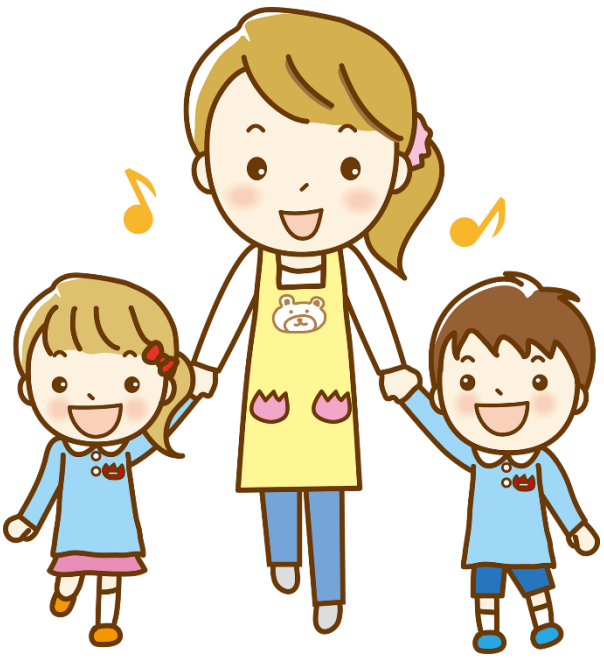

基本目標２　こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】

（１）「生きる力」を育む教育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校などを含め、福祉部門と学校教育部門がさらなる連携強化を図り、こどもの「生きる力※1」を育むとともに、家庭教育や地域における子育て活動を推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	多様な教育の機会を確保し、「確かな学力」の育成※2	学校教育課 教育センター 学校給食センター
2	他者を尊重し、協働できる「豊かな心」の育成※2	
3	たくましく生きるための「健やかな体」の育成※2	
4	幼児期の教育・保育施設および小学校による連携の推進 こどもの生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園、保育所、認定こども園の幼児期の教育・保育施設および小学校が連携し、円滑な情報交換などを図る。	教育センター こども支援課
5	家庭教育の支援 こどもを支え育む地域づくりを進めるため、小・中学校ＰＴＡなどが実施する家庭教育に関する講座の開催を支援する。	生涯学習スポーツ課

※１：知・徳・体のバランスのとれた力のこと
※２：第４期鶴ヶ島市教育振興基本計画に掲載している取組から抜粋

（２）こどもの居場所づくりの充実

こどもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように、児童館や学童保育室をはじめ、こどもの居場所の充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**児童館事業の推進** こどもの居場所、自主的な活動の場として、関係団体と連携しさまざまな事業を実施する。	こども支援課
2	**学童保育室の整備・運営支援** 利用希望児童数の変化に対応した学童保育室の整備を行う。また、学童保育室が適切に運営されるよう支援する。	こども支援課
3	**こどもの居場所づくりの推進** こどもの健やかな成長に資するため、安心して過ごせる場所や機会の充実を図る。 すべてのこどもを対象として、地域の方々の参画を得て、放課後や週末などに体験、交流および学習活動の機会を提供する放課後子ども教室を推進する。また、学童保育室と放課後子ども教室の運営について相互の連携を図る。	こども支援課 地域活動推進課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
4	**身近な公園の整備** こどもの居場所である公園について、公園施設の老朽化や公園利用者のニーズに対応するため、計画的な保全・整備を進める。	都市計画課

基本目標３　若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】

（１）若者の安全・安心の確保と自立支援の推進

若者が地域で安全に、そして安心して生活できる環境づくりを推進するとともに、住まいや仕事、結婚などの生活に関する支援を推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**青少年健全育成団体の活動支援** 地域における有害環境からこども・若者を守るため、関係事業者（施設）などに働きかけ、非行および事故を未然に防ぐよう要請する。また、「子供・若者育成支援強調月間」に、広報紙をはじめ、ホームページやＳＮＳなどに活動を掲載し周知を図る。	こども支援課
2	**こども・若者の交流と活動の場の充実** こども・若者の健やかな成長に資するため、交流の機会や活動の場の充実を図る。	こども支援課 生涯学習スポーツ課
3	**若者・子育て世代が入居しやすい住環境の整備** 若者・子育て世代が入居しやすい住宅の普及を促進するとともに、定住に向けた取組を推進する。	都市計画課
4	**若者の就労支援** ハローワークと連携し、若者の就労支援の充実を図る。	産業振興課
5	**若者の結婚支援** 埼玉県や埼玉県川越都市圏まちづくり協議会と連携し、結婚を希望する独身の若者に出会いの機会を提供するなどの支援を行う。	政策推進課

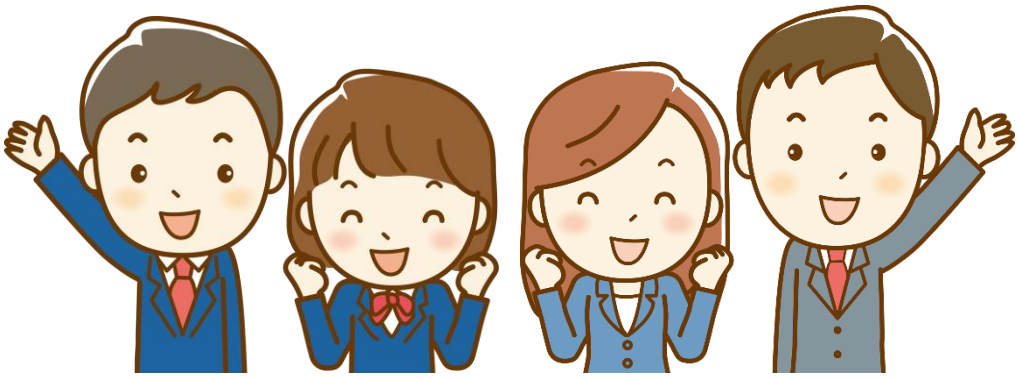

基本目標４　こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進

（１）すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備

経済困窮、ヤングケアラーなどの問題を抱える家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、相談体制や情報提供の充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**こども家庭センターの運営** 母子保健と児童福祉の両機能が連携、協働し、すべての子育て家庭に対して切れ目のない支援を行う。 こども家庭センターのケースワーカー、家庭児童相談員および保健師が、家庭の養育環境や経済困窮、ヤングケアラーなどさまざまな悩みについて相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な子育て支援につなげる。	こども支援課 (こども家庭センター)
2	**利用者支援事業の推進【再掲】** 地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートしながら、総合的な情報提供と必要に応じた助言などを行う。	こども支援課 (こども家庭センター)

（２）こどもの貧困対策の推進

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困への対策と自立に向けた支援を進めます。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**児童・生徒就学援助事業の推進** 経済的な理由により就学困難と認められる場合、児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品などの一部を援助する。	学校教育課
2	**生活困窮家庭のこどもに対する学習支援の推進** こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、生活困窮家庭のこどもを対象にした学習支援を実施する。	福祉政策課 こども支援課
3	**特別支援教育児童・生徒就学奨励事業の推進** 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額が一定額以下である場合、給食費や学用品などの一部を援助する。	学校教育課
4	**入学準備金貸付制度の推進** 高校や大学などに進学する意欲を持ちながら経済的な理由で就学が困難な人のため、入学に必要な費用の一部について無利子での貸し付けを行う。	学校教育課
5	**食支援等を図る関係団体との協働の推進** 支援が必要な家庭に、食支援等を行うため、関係機関や関係団体と情報共有を図りながら協働を推進する。	こども支援課 (こども家庭センター)

（３）児童虐待の防止

児童虐待により傷つくこどもがいないよう、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**要保護児童対策地域協議会の運営** 児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察などの関係機関が連携し、こどもや家族への援助の方法や対策を協議し対応する。	こども支援課 (こども家庭センター)
2	**児童虐待防止に関する意識の啓発** 児童虐待防止に関する意識の啓発を図るため、講演会や研修会の充実を図るとともに、広報紙をはじめ、ホームページやＳＮＳなどを通じ児童虐待防止意識を啓発する。	こども支援課 (こども家庭センター)

（４）配偶者などからの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応

配偶者などからの暴力に対し、早期に、適切に対応できるよう、相談者への支援体制の充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）の相談支援体制の推進** ＤＶの相談に適切に対応し被害を防止するため、相談者の支援体制の充実を図る。	こども支援課 女性センター

（５）障害のあるこどもへの支援の充実

発達の遅れや障害のあるこども本人の最善の利益を考慮しながら、関係機関との連携により、健やかな育成のための支援の充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**発達障害等の障害の早期発見と相談支援体制の充実** 親やこどもの発達障害等が原因でこどもの養育が困難な家庭に対し、相談対応やサービス・施設などの情報提供を行い、障害の早期発見と早期判定ができるよう支援体制の充実を図る。 小・中学校においては、スクールカウンセラーとの面談などにより、こどもの特性や悩み事などを早期に発見する。特別な支援が必要な児童・生徒に対して、特別支援学級への転籍や通級指導教室への入級など、保護者や本人の意向を確認し、学びの場を検討する。	こども支援課 (こども家庭センター) 保健センター 障害者福祉課 教育センター
2	**発育支援センター事業の充実** 心身に障害または発達に遅れのあるこどもに対して、基本的な生活習慣を身につけることや集団での適応性を高めるため、通所指導や外来指導、親子教室などを実施する。なお、本事業は令和 10 年度に開設予定の児童発達支援センターへの移行にともない、令和９年度で終了予定。	こども支援課 障害者福祉課 保健センター

	事業名・事業概要	所管課
3	**幼児期の教育・保育施設への障害のあるこどもの受け入れ体制の充実** 幼稚園、保育所および認定こども園などのほか、障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所などの関係機関と連携し、障害のあるこどもの受け入れの充実を図る。	こども支援課 (こども家庭センター) 障害者福祉課
4	**学童保育室への障害のあるこどもの受け入れ体制の充実** 学童保育運営事業者や障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のあるこどもの放課後対策として、学童保育室への受け入れ体制の充実を図る。	こども支援課 障害者福祉課
5	**特別支援学校在学児の学童保育室への受け入れにともなう運営支援** 特別支援学校に通うこどもの放課後対策として、市内学童保育室への運営費補助を行う。	こども支援課
6	**発達障害児の家族への支援** こどもの特性を理解してより良い関わり方を学んでもらい、家族対応力の強化を図る。	こども支援課 (こども家庭センター) 保健センター 障害者福祉課 教育センター
7	**児童発達支援センターの開設** 心身に障害または発達に遅れのあるこどもとその家族への支援を行い、一般の事業所と密接な連携を図る地域における中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターを令和 10 年度までに設置する。	障害者福祉課

（６）こどもの安全の確保や非行など問題行動の防止

防犯対策や交通安全教室など、こどもの健全な育ちを支えるため、家庭、学校、地域、警察、行政などが連携し、地域社会全体でこどもの安全を守る環境づくりを推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**防犯対策の推進** 地域防犯推進委員などの関係者や関係機関と連携し、防犯活動や啓発活動を実施する。	生活環境課 学校教育課
2	**交通安全教室の実施** こどもを交通事故から守るため、こどもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、歩行者および自転車利用者としての必要な技能と知識を習得させる。	生活環境課 学校教育課
3	**身近な公園の整備【再掲】** こどもの居場所である公園について、公園施設の老朽化や公園利用者のニーズに対応するため、計画的な保全・整備を進める。	都市計画課
4	**青少年健全育成団体の活動支援【再掲】** 地域における有害環境からこども・若者を守るため、関係事業者（施設）などに働きかけ、非行および事故を未然に防ぐよう要請する。また、「子供・若者育成支援強調月間」に、広報紙をはじめ、ホームページやＳＮＳなどに活動を掲載し周知を図る。	こども支援課

基本目標５　子育て家庭に対する支援の推進

（１）子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

医療や幼稚園、保育所などに関する費用負担に配慮し、国の動向などを踏まえ、子育て家庭に対する経済的支援を推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**児童手当の支給** 経済的な負担を軽減するため、こどもを養育する保護者に児童手当を支給する。	こども支援課
2	**こども医療費の助成** 保護者の経済的負担の軽減を図り、こどもが安心して医療にかかることができるように、こどもの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	こども支援課
3	**幼児教育・保育の無償化の推進** 保育所や幼稚園などへ通うこどもについて、３歳から５歳児の保育料を無償化し、保護者の経済的負担を軽減する。	こども支援課
4	**病児・病後児保育事業の推進** 病気になったこどもを家庭で保育できない際に医師・看護師・保育士による保育と看護を行う事業について、利用料の無償化を継続する。	こども支援課
5	**保育所等の保育料の軽減** 保育所や認定こども園等へ通うこどもについて、２人以上の兄弟が同時に利用するなどの保護者に対し、保育料を軽減する。また、保育料徴収基準表は、社会情勢を踏まえたものになるよう定期的な見直しを行う。	こども支援課

（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事などに取り組めるように、情報提供や相談支援を実施するとともに、市民や地域企業への情報発信などを通してワーク・ライフ・バランスの普及を推進します。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**産前産後休業・育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援の実施** 産前産後休業および育児休業期間における施設利用に関する情報提供や相談体制について周知を図り、保護者の円滑な職場復帰を支援する。	こども支援課
2	**男女共同参画の意識づくり** 男女共同参画の意識づくりを推進するため、年間を通して、啓発活動を行うとともに、男女共同参画週間に合わせた講座・展示などを開催する。	女性センター
3	**ワーク・ライフ・バランスの普及** ワーク・ライフ・バランスの普及を推進するため、父親が参加できるセミナーなどを開催するとともに、広報紙をはじめ、ホームページやＳＮＳなどを活用した啓発を行う。	女性センター
4	**父親の育児参加の支援** 父親の育児参加を支援するため、こどもとの遊びをテーマにした事業を児童館や地域子育て支援拠点などで実施し、交流機会の提供や啓発を行う。	こども支援課 女性センター

（３）ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**児童扶養手当等の支給** ひとり親家庭や保護者が重度の心身障害を持つ家庭などの経済的負担の軽減を図るため、18 歳到達後の最初の年度末までのこども（一定の障害がある場合は 20 歳まで）の養育者に手当を支給する。	こども支援課 障害者福祉課
2	**ひとり親家庭等医療費の助成** ひとり親家庭などの保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療にかかることができるように、医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	こども支援課 障害者福祉課
3	**ひとり親家庭への各種助成制度の周知** 対象者を的確に把握し、制度の周知を図る。	こども支援課
4	**ひとり親家庭の就労支援** ひとり親家庭の就労による自立をサポートするため、情報の提供や相談、高等職業訓練促進給付金の支給などを行う。	こども支援課
5	**ひとり親福祉団体の活動支援** ひとり親家庭などの生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親福祉団体が実施するひとり親福祉事業活動への支援を行う。	こども支援課

（４）子育てを支援するさまざまな取組の推進

子育てを取り巻くさまざまな課題に対し、適切な支援が実施できるよう、支援体制の充実を図ります。

主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	**子育て世帯訪問支援事業の推進** 子育ての支援が必要でありながら、支援サービスを求めることが困難な家庭に訪問員を派遣し、育児や家事などの援助、育児相談を行い、家庭での安定したこどもの養育などを支援する。	こども支援課 (こども家庭センター)
2	**子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進** 保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により、こどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育を行う。	こども支援課 (こども家庭センター)
3	**ファミリー・サポート・センター事業の支援** 育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	こども支援課
4	**病児・病後児保育事業の推進【再掲】** 病気になったこどもを家庭で保育できない際に医師・看護師・保育士による保育と看護を行う事業について、利用料の無償化を継続する。	こども支援課
5	**パパ・ママ応援ショップの周知（県との連携事業）** 18 歳到達後の最初の年度末までのこどもまたは妊婦のいる家庭を応援するため、店舗などで割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業の周知を図る。	こども支援課
6	**若者・子育て世代が入居しやすい住環境の整備【再掲】** 若者・子育て世代が入居しやすい住宅の普及を促進するとともに、定住に向けた取組を推進する。	都市計画課

第５章　子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保の内容

１　教育・保育提供区域の設定とこどもの推計人口

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業および地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込みおよび確保の方策などを記載することとされています。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、市が児童の保護者などに提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

なお、令和４年児童福祉法改正により「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和６年４月から施行されているとともに、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。さらに、令和６年子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が令和７年４月から新たに位置づけられます。

■子ども・子育て支援サービスの概要図

子ども・子育て支援給付

施設型給付

○認定こども園
（０～５歳）

○保育所（園）
（０～５歳）

○幼稚園
（３～５歳）

地域型保育給付

（主に０～２歳）

○小規模保育
（定員は６人以上 19 人以下）

○家庭的保育
（保育者の居宅などにおいて保育を行う。）

○居宅訪問型保育
（子どもの居宅などにおいて保育を行う。）

○事業所内保育
（事業所内の施設などにおいて保育を行う。）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業
○地域子育て支援拠点事業
○妊産婦健康診査
○乳児家庭全戸訪問事業
○養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
○子育て短期支援事業
○子育て援助活動支援事業
○一時預かり事業
○延長保育事業
○病児保育事業
○放課後児童健全育成事業
○実費徴収に係る補足給付を行う事業
○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
○子育て世帯訪問支援事業
○児童育成支援拠点事業
○親子関係形成支援事業
○妊婦等包括相談支援事業
○乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）
○産後ケア事業

（１）教育・保育提供区域の設定について

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育および地域子育て支援事業の「量の見込み」および「確保方策」を定めるにあたっての、単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

鶴ヶ島市の教育・保育の提供区域については、①市域が17.65平方キロメートルと比較的狭く、居住地区を越えた施設利用の実態があること、②居住地域ごとの人口変動に左右されることなく、需要推計を比較的立てやすいため、計画的に対応することができること、③市民にとってわかりやすい区域であることなどから、「市全域」を１区域として設定します。ただし、学童保育室については、基本的に８つの小学校区ごとに分かれて入室しているため、８区域（小学校区）に分けて見込み量と確保提供数を記載します。

■鶴ヶ島市の教育・保育提供区域

事業および対象年齢			教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	１号認定	３～５歳	市全体を１つの区域
	２号認定	３～５歳	
	３号認定	０歳、１・２歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	０～５歳、 １～６年生	
	地域子育て支援拠点事業	０～２歳	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	児童、保護者、妊婦	
	子育て短期支援事業	０～18 歳	
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	０～５歳、 １～６年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	 ３～５歳 ０～５歳	
	延長保育事業（時間外保育事業）	０～５歳	
	病児保育事業	０～５歳、 １～６年生	
	子育て世帯訪問支援事業	妊婦がいる世帯、 18 歳未満のこどもを育てる家庭	
	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦および その配偶者など	
	産後ケア事業	生後１歳未満の こどもと母	
	放課後児童健全育成事業（学童保育室）	１～６年生	小学校区

（２）こどもの推計人口について

子ども・子育て支援事業計画の対象となるこどもの推計人口については、令和２年から令和６年までの住民基本台帳人口データ（各年４月１日現在）を用いて、コーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

鶴ヶ島市の18歳未満のこどもの数は、令和７年４月１日現在では8,859人に、令和11年４月１日現在には8,126人になると予測され、733人の減少が見込まれます。

■こどもの推計人口の推移

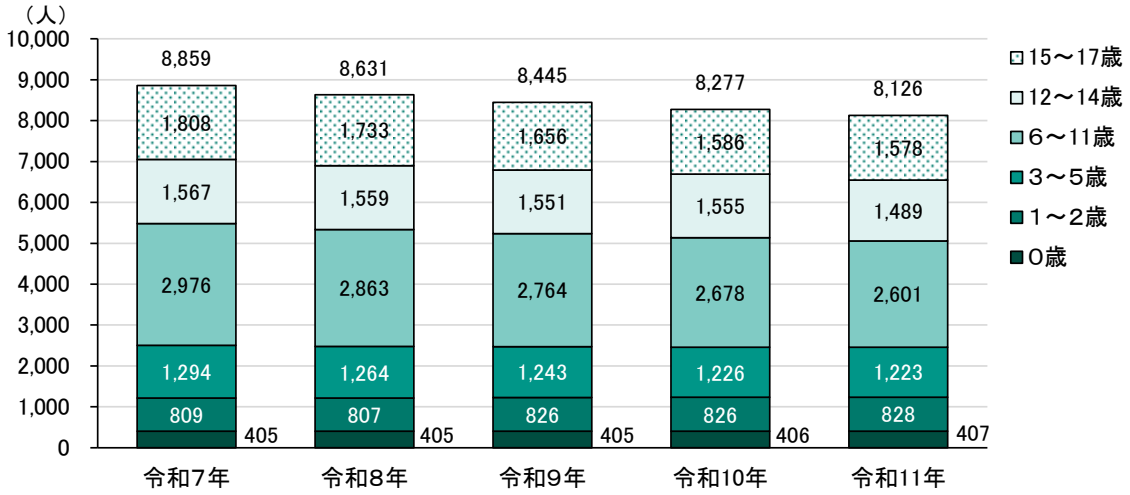

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※第６次鶴ヶ島市総合計画の基本構想では、目標とする将来人口について、基本構想に掲げる重点戦略の推進により、国勢調査人口などのデータをもとにした人口推計を約1000 人上回る 68,000 人としている。しかし、上記推計児童数への影響が不明確であるため、本計画には反映させないこととした。

２　教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容およびその実施時期

子ども・子育て支援制度のもと、こどもと子育て家庭が、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する場合には、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、１号認定、２号認定、３号認定の３つの区分があり、こどもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■利用できる主な施設および事業

<table>
<tr><th>年齢※</th><th>保育の必要性</th><th>認定区分</th><th>利用できる主な施設および事業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">満３歳以上
満５歳以下</td><td>なし</td><td>１号認定
（教育標準時間認定）</td><td>幼稚園
認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">あり</td><td>２号認定
（保育標準時間認定）</td><td rowspan="2">保育所
認定こども園</td></tr>
<tr><td>２号認定
（保育短時間認定）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">満３歳未満</td><td rowspan="2">あり</td><td>３号認定
（保育標準時間認定）</td><td rowspan="2">保育所
認定こども園
特定地域型保育事業</td></tr>
<tr><td>３号認定
（保育短時間認定）</td></tr>
</table>

※４月１日時点の年齢

■保育の必要性の認定（２号および３号認定）

保育を必要とする事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 （鶴ヶ島市では、月 64 時間以上の就労をしていること） ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練、児童虐待やＤＶのおそれがあること
保育必要量	①保育標準時間認定 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （１日最大 11 時間） ②保育短時間認定 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （１日最大８時間） ※最大時間は時間外保育を除きます。

＜幼児教育・保育の無償化について＞

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、同年10月１日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する満３歳以上のすべてのこどもと、住民税非課税世帯の満３歳未満のこどもの利用料が無償化の対象となります。

■幼児教育・保育の無償化対象（概要）

	保育所など	幼稚園（新制度移行） 認定こども園（１号）		未移行幼稚園		認可外 保育施設 など
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	
３～５歳児	◎	◎	○※ （上限11,300円）	○ （上限25,700円）	○※ （上限11,300円）	○※ （上限37,000円）
市民税課税世帯の 満３歳児		◎	×	○ （上限25,700円）	×	
市民税非課税世帯の 満３歳児		◎	○※ （上限16,300円）	○ （上限25,700円）	○※ （上限16,300円）	
市民税非課税世帯の ０～２歳児	◎					○※ （上限42,000円）

◎：全額無償　○：月額上限あり　×：無償化対象外　※の箇所は「保育の必要性の認定」を受ける必要あり

なお、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設などの利用者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

■子育てのための施設等利用給付認定における認定区分

年齢※	保育の必要性	認定区分	利用施設
満３歳以上 満５歳以下	なし	新１号認定	未移行幼稚園
	あり	新２号認定	幼稚園（新制度移行）・認定こども園・未移行幼稚園の預かり保育 認可外保育施設など※
満３歳未満	あり	新３号認定	

※認可外保育施設など：届出が提出されている認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（１）幼稚園、認定こども園（１号認定・２号認定（教育利用希望））

（単位：人）

区分	令和２年度			令和３年度			令和４年度		
	１号	2号(教育)	計	１号	2号(教育)	計	１号	2号(教育)	計
	３～５歳			３～５歳			３～５歳		
利用実績	600	272	872	576	289	865	555	284	839

区分	令和５年度			令和６年度		
	１号	2号(教育)	計	１号	2号(教育)	計
	３～５歳			３～５歳		
利用実績	535	284	819	420	286	706

※令和６年度は見込値

（単位：人）

区分	令和７年度			令和８年度			令和９年度		
	１号	2号(教育)	計	１号	2号(教育)	計	１号	2号(教育)	計
	３～５歳			３～５歳			３～５歳		
量の見込み（必要利用定員総数）	390	282	672	365	281	646	343	282	625
確保の内容	1,332	282	1,614	964	281	1,245	963	282	1,245
特定教育・保育施設	103	0	103	214	0	214	214	0	214
未移行幼稚園	1,073	282	1,355	594	281	875	593	282	875
広域利用（市外）	156	0	156	156	0	156	156	0	156
過不足	942	0	942	599	0	599	620	0	620

区分	令和 10 年度			令和 11 年度		
	１号	2号(教育)	計	１号	2号(教育)	計
	３～５歳			３～５歳		
量の見込み（必要利用定員総数）	323	283	606	307	287	594
確保の内容	962	283	1,245	958	287	1,245
特定教育・保育施設	214	0	214	214	0	214
未移行幼稚園	592	283	875	588	287	875
広域利用（市外）	156	0	156	156	0	156
過不足	639	0	639	651	0	651

※確保の内容の広域利用は、川越市、坂戸市などの市外利用確保分として見込んでいます。

（２）認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業など（２号、３号認定）

（単位：人）

区分	令和２年度			令和３年度			令和４年度		
	２号	３号		２号	３号		２号	３号	
	３～５歳	０歳	１，２歳	３～５歳	０歳	１，２歳	３～５歳	０歳	１，２歳
利用実績	647	96	440	652	92	449	646	98	416

区分	令和５年度			令和６年度		
	２号	３号		２号	３号	
	３～５歳	０歳	１，２歳	３～５歳	０歳	１，２歳
利用実績	622	105	443	614	105	449

※令和６年度は見込値

（単位：人）

区分	令和７年度			令和８年度			令和９年度		
	２号	３号		２号	３号		２号	３号	
	３～５歳	０歳	１，２歳	３～５歳	０歳	１，２歳	３～５歳	０歳	１，２歳
量の見込み（必要利用定員総数）	608	115	446	607	121	454	610	121	484
確保の内容	628	113	476	733	120	506	733	120	506
特定教育・保育施設	628	67	330	733	74	360	733	74	360
特定地域型保育事業		24	78		24	78		24	78
認可外保育施設	0	22	68	0	22	68	0	22	68
広域利用（市外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足	20	△2	30	126	△1	52	123	△1	22

区分	令和 10 年度			令和 11 年度		
	２号	３号		２号	３号	
	３～５歳	０歳	１，２歳	３～５歳	０歳	１，２歳
量の見込み（必要利用定員総数）	615	122	502	627	122	521
確保の内容	733	120	506	733	126	527
特定教育・保育施設	733	74	360	733	74	360
特定地域型保育事業		24	78		30	91
認可外保育施設	0	22	68	0	22	68
広域利用（市外）	0	0	0	0	0	8
過不足	118	△2	4	106	4	6

※確保の内容の広域利用は、毛呂山町などの市外利用確保分として見込んでいます。

【現状】

・保育所の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る弾力的な受け入れを実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

・第２期計画における実績およびニーズ調査結果から必要な量の見込みを算出しました。
・３歳から５歳児は、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれかを利用できている状況です。保育ニーズが高まっている中、認定こども園の教育標準時間前後における幼稚園型一時預かり事業の利用で補えています。
・共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心してこどもを預けることができるよう、保育所および認定こども園などにおいて、保育利用定員の確保を図ります。

３　教育・保育の一体的提供およびその推進に関する体制の確保

（１）幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域のこどもの教育・保育施設などの利用状況などを把握したうえで、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型などについての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

（２）質の高い教育・保育に係る基本的な考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者などによる情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼稚園、保育所および認定こども園などが、幼児期の教育・保育の良さを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領および保育所保育指針などを踏まえ、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修などを推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

（３）地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的な考え方とその推進方策

教育・保育施設などを利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべてのこども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、すべてのこども・子育て家庭に対し、それぞれのこどもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

（４）教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互連携

幼稚園、保育所、認定こども園および地域型保育事業を行う者が情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援の新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、認可外保育施設などを利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ実施します。

（６）外国籍のこどもをはじめさまざまな文化を背景に持つこどもへの支援・配慮

教育・保育施設などにおいて、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育などを利用できるよう、こどもの保護者および教育・保育施設などに対し必要な支援を図ります。

４　地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針などに従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保の内容および実施時期を設定します。

（１）利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【現状】

・児童福祉と母子保健が日常的に連携し、事業を推進しています。令和７年度からはこども家庭センターを開設し、相談支援体制の充実を図ります。

（単位：か所）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保の内容】

（単位：か所）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

●基本型は、「利用者支援」と「地域連携」の２つの機能があり、利用者支援は、地域子育て支援拠点などの身近な場所での相談や情報提供、助言などの支援を行い、地域連携は、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行います。

●こども家庭センター型は、保健師などの専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。

（２）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

・「子育てセンター」が４か所と「つどいの広場」が２か所あります。それぞれ、子育てに関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを行っています。

（単位：人回/年、か所）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	6,023	8,090	13,140	14,456	15,897
実施か所数	5	6	6	6	6

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回/年、か所）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	15,904	17,497	19,249	21,177	23,298
確保の内容	15,904	17,497	19,249	21,177	23,298
実施か所数	6	6	6	6	6

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	367	425	424	371	342

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	405	405	405	406	407
確保の内容	405	405	405	406	407

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師・赤ちゃん訪問員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	407	407	378	390	358

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	405	405	405	406	407
確保の内容	405	405	405	406	407

（５）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児などの養育能力を向上させるため、相談、育児支援などを行う事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	157	77	78	70	40

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	96	96	96	96	96
確保の内容	96	96	96	96	96

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関が中心となり、地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭でこどもを養育できなくなった場合などに、児童養護施設などでこどもをお預かりする事業です。

【現状】

（単位：人日/年）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	1	0	0	0	10

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもの預かりなどの援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績（未就学児）	23	86	160	325	576
利用実績（就学児）	395	745	465	487	546

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

①未就学児

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	333	342	351	360	369
確保の内容	333	342	351	360	369

②就学児

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	499	512	525	538	552
確保の内容	499	512	525	538	552

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園および保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園在園児を対象とした一時預かり

【現状】

（単位：人日/年）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	3,052	2,979	3,770	4,570	12,615

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	12,900	13,029	13,159	13,291	13,424
確保の内容	12,900	13,029	13,159	13,291	13,424

②保育所その他の場所での一時預かり

【現状】

（単位：人日/年）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	3,858	2,766	2,947	3,391	3,797

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840
確保の内容	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840

（９）延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	593	585	393	386	380

※令和６年度は見込値

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	379	372	365	358	352
確保の内容	379	372	365	358	352

（10）病児保育事業

病気のこどもが保育所などでの集団保育が困難な時、病院と併設された保育施設などで一時的に保育を行う事業です。

【現状】

（単位：人日/年）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	531	153	423	1,016	1,372
病児保育事業	526	148	421	1,007	1,363
ファミリー・サポート・センター*	5	5	2	9	9

※令和６年度は見込値

＊病児・緊急対応強化事業

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,452	1,467	1,482	1,497	1,512
確保の内容	1,452	1,467	1,482	1,497	1,512
病児保育事業	1,443	1,458	1,473	1,488	1,503
ファミリー・サポート・センター	9	9	9	9	9

（11）放課後児童健全育成事業（学童保育室）

仕事などにより保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

（単位：人）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用実績	881	839	895	960	985
１～３年生	564	588	615	660	666
４～６年生	317	251	280	300	319

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
１～３年生	695	698	702	705	708
４～６年生	328	333	338	339	341
確保の内容	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
１～３年生	695	698	702	705	708
４～６年生	328	333	338	339	341

【提供区域（小学校区）ごとの量の見込みと確保の内容】

①鶴ヶ島第一小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	142	144	143	141	143
１～３年生	104	106	105	103	105
４～６年生	38	38	38	38	38
確保の内容	142	144	143	141	143
１～３年生	104	106	105	103	105
４～６年生	38	38	38	38	38

②鶴ヶ島第二小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	63	62	61	63	62
１～３年生	42	41	40	42	41
４～６年生	21	21	21	21	21
確保の内容	63	62	61	63	62
１～３年生	42	41	40	42	41
４～６年生	21	21	21	21	21

③新町小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	127	125	123	123	129
１～３年生	79	77	75	75	79
４～６年生	48	48	48	48	50
確保の内容	127	125	123	123	129
１～３年生	79	77	75	75	79
４～６年生	48	48	48	48	50

④杉下小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	142	138	140	145	145
１～３年生	94	91	93	97	97
４～６年生	48	47	47	48	48
確保の内容	142	138	140	145	145
１～３年生	94	91	93	97	97
４～６年生	48	47	47	48	48

⑤長久保小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	118	120	117	115	115
１～３年生	73	75	72	70	70
４～６年生	45	45	45	45	45
確保の内容	118	120	117	115	115
１～３年生	73	75	72	70	70
４～６年生	45	45	45	45	45

⑥栄小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	129	136	142	141	138
１～３年生	92	93	94	93	90
４～６年生	37	43	48	48	48
確保の内容	129	136	142	141	138
１～３年生	92	93	94	93	90
４～６年生	37	43	48	48	48

⑦藤小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	204	205	208	205	205
１～３年生	141	142	145	142	142
４～６年生	63	63	63	63	63
確保の内容	204	205	208	205	205
１～３年生	141	142	145	142	142
４～６年生	63	63	63	63	63

⑧南小学校区

（単位：人）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	98	101	106	111	112
１～３年生	70	73	78	83	84
４～６年生	28	28	28	28	28
確保の内容	98	101	106	111	112
１～３年生	70	73	78	83	84
４～６年生	28	28	28	28	28

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設などにおいて、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、各施設で実費徴収を行うことができる費用について助成する事業です。

【現状】

幼児教育・保育の無償化の実施にともない、子ども・子育て支援法で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助事業が追加され事業を実施しています。

【確保の内容】

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯および第3子以降のこどもを対象に費用の一部を補助します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

（14）子育て世帯訪問支援事業

子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦などがいる家庭を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助などを行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	351	342	334	328	322
確保の内容	351	342	334	328	322

（15）児童育成支援拠点事業

養育環境などの課題（虐待リスクが高い、不登校など）を抱える主に学齢期のこどもを対象に、こどもの居場所となる拠点を開設し、こどもに生活の場を与えるとともに、こどもや保護者への相談などを行う事業です。

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境などに課題を抱えるこどもなどに対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

（16）親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童およびその保護者などを対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じた支援を行う事業です。

ニーズの把握に努めるとともに、必要な支援を提供できるよう、事業の実施方法について検討を進めます。

（17）妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：回/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	810	810	810	812	814
確保の内容	810	810	810	812	814

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、保育所などに入園していない０歳６か月から３歳未満を対象として、月10時間まで時間単位で柔軟に市が指定する施設を利用できる事業です。令和８年４月の事業開始に向け、事業の実施方法について検討を進めます。

（19）産後ケア事業

出産後１年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートなどの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日/年）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	114	114	114	117	120
確保の内容	114	114	114	117	120

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭といった広範な分野にまたがる施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開するとともに、必要に応じて「鶴ヶ島市児童福祉審議会」の意見を反映し、地域における関係者などとの協力を得ながら、こども・若者を取り巻く環境の向上に努めます。

２　計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、ＰＤＣＡサイクル（計画―実施―評価―改善）に基づく進行管理を行います。本計画で掲げている指標に関する取組の進捗状況や各年度の鶴ヶ島市こども計画の達成状況について「鶴ヶ島市児童福祉審議会」において評価を実施します。

■ＰＤＣＡサイクルのイメージ

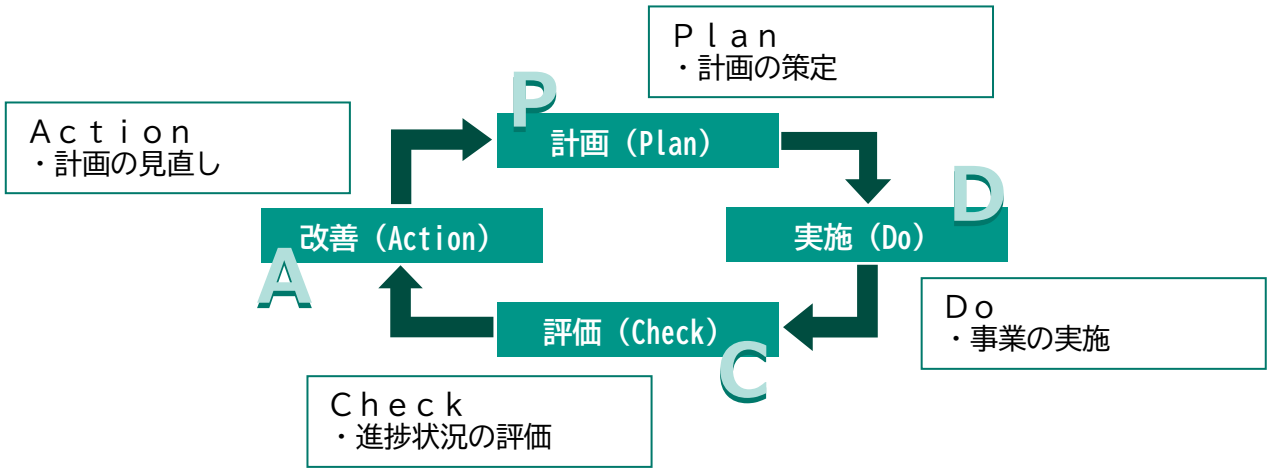

資　料　編

1　計画策定経過

期日	内容
令和６年　１月18日（木）～ 令和６年　２月　５日（月）	子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）
令和６年　３月27日（水）	令和５年度第２回鶴ヶ島市児童福祉審議会
令和６年　６月～令和６年11月	こどもの意見聴取（ヒアリング調査）
令和６年　７月10日（水）	令和６年度第１回鶴ヶ島市児童福祉審議会
令和６年10月　４日（金）	令和６年度第２回鶴ヶ島市児童福祉審議会
令和６年10月　８日（火）	令和６年度第１回（仮称）鶴ヶ島市こども計画策定委員会
令和６年11月19日（火）	令和６年度第２回（仮称）鶴ヶ島市こども計画策定委員会
令和６年11月19日（火）	令和６年度第３回鶴ヶ島市児童福祉審議会
令和６年12月25日（水）～ 令和７年　１月27日（月）	市民コメント制度の実施
令和７年　２月10日（月）	令和６年度第４回鶴ヶ島市児童福祉審議会

2　計画策定組織

（1）鶴ヶ島市児童福祉審議会

鶴ヶ島市児童福祉審議会は、児童の福祉に関する事項および子ども・子育て支援に関する事項について調査および審議を行うために設置するものです。

児童の福祉に関する事業の関係者、学識経験者、子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る当事者などから選出した12名で構成（委嘱）しています。

（敬称略）

	区分	氏名	備考
1	事業従事者	荒幡　光宏	
2	事業従事者	伊東　昇	委員長
3	事業従事者	大竹　はつ代	副委員長 ※任期①まで
		萩原　基雄	※任期②から
4	事業従事者	鈴木　崇夫	
5	事業従事者	林　義晃	
6	学識経験者	有光　博	
7	学識経験者	木戸　和行	
8	子どもの保護者	黒川　哲也	
9	支援関係者	内野　和江	
10	公募委員	添田　麻里子	※任期①まで
		木村　恵美	※任期②から
11	公募委員	寺島　春香	
12	公募委員	三浦　信一	

（令和７年３月時点）

任期①：令和４年 12 月 22 日より令和６年 12 月 21 日まで
任期②：令和７年　２月 10 日より令和９年　２月　９日まで
※備考の欄に任期の記載がない委員は、任期①・②の両期間で委員を務めています。

（２）（仮称）鶴ヶ島市こども計画策定委員会

	職名	氏名	備考
1	総合政策部長	伊東　栄治	
2	総務部長	髙澤　嘉晴	
3	市民生活部長	袴田　健	
4	福祉部長	円城寺　菜穂子	委員長
5	健康部長	白井　克英	副委員長
6	都市整備部長	田村　智	
7	都市整備部参事	後口　秀樹	
8	教育部長	河村　治人	
9	教育部参事	深谷　朋代	

任期：令和６年９月 11 日より令和７年３月 31 日まで

3　用語の説明

■あ行

❑ＳＮＳ

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上での人びとの交流や情報共有を行うサービス（例：LINE や Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram など）。

❑ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

■か行

❑教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第２項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

❑合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

❑コーホート変化率法

各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

❑こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、こども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設。令和４年の改正児童福祉法などにて、市町村に設置が努力義務化されたもの。

❑こども家庭庁

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと作り変えていくための司令塔としてつくられた国の組織。

❑こども基本法

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律。

❑子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法および認定こども園法の一部改正法の施行にともなう関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度。

❑子ども・子育て支援法

すべてのこどもに良質な成育環境を保障するなどのため、こどもおよび子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

❑こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこどもに関する施策の基本的な方針を定めたもの。

❑こどもの貧困の解消に向けた対策推進法

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正した法律。子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年１月に施行された法律。改正にあたって、こども大綱を踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」が入り、「基本理念」には、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことおよび「貧困の状況にある者の妊娠から出産までおよびそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記された。

❑こどもの貧困率

こども全体に占める、貧困線に満たないこどもの割合（こども本人の収入ではなく、そのこどもが属する世帯の所得が、所得中央値の一定割合（50%が一般的）を下回るこどもの割合）。

❑こどもまんなか社会

こども大綱により、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として示された理念・目標のこと。

❑子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組みを整備することや、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を図ることなどを目的とする法律。

■さ行

❑次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県が策定する計画。

❑次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律。平成 17 年に施行され、10 年間の時限立法であったが、平成 26 年の改正により 10 年延長され、令和６年の改正では、令和 17 年３月 31 日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られる。

❑児童委員

地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

❑児童発達支援センター

児童福祉法に定める児童福祉施設の一種で、障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

❑児童福祉審議会

こどもの保護者、事業主、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者などで構成し、子ども・子育て支援法第 72 条１項に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業などの利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況について審議するために設置されたもの。

❑スクールカウンセラー

児童・生徒の心理的な発達を援助し、「心の教育」や「生きる力を育てる」などの心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。

■た行

❑待機児童

保育を必要とする児童が認可保育所の入所申請をしているにもかかわらず、希望する保育所の施設定員を超過するなどの理由で入所できない状態、またはその状態にある児童。

❑ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

配偶者や交際相手などから受ける暴力のこと。身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

❑特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

❑特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第 29 条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。

■な行

❑認可外保育施設

乳児や幼児を保育している施設のうち、児童福祉法や認定こども園法に基づく認可を受けていない施設を総称したもの。

■は行

❑放課後子ども教室

放課後や学校休業日に、小学校の施設などを利用し、地域の協力を得ながら開設している、こどもたちが安全に安心して過ごせる居場所。

❑放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、学童保育室）

両親が共働きであるなど、保護者が不在である主に小学校低学年児童を放課後など一定時間保育する事業。

■や行

❑ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象として位置づけられた。

❑要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、さまざまな理由で保護が必要なこどもなどに関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。

■わ行

❑ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

第１期鶴ヶ島市こども計画

令和７年３月

発行：鶴ヶ島市
〒350-2292
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１
電話：０４９（２７１）１１１１
編集：鶴ヶ島市福祉部こども支援課